

議案第 17 号

淡路市過疎地域持続的発展計画の策定の件

淡路市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

淡路市長 戸田 敦大

(案)

# **淡路市過疎地域持続的発展計画**

自 令和 8 年度

至 令和 12 年度

**兵庫県淡路市**

## 目 次

1 基本的な事項	1
(1) 本市の概況	1
(ア)自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要	1
(イ)過疎の状況	4
(ウ)産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、 県の総合計画等における位置付け等に配慮した 市の社会経済的発展の方向	10
(2) 人口及び産業の推移と動向	11
(ア)人口の推移と今後の見通し	11
(イ)産業構造の現状と今後の動向	13
(3) 行財政の状況	14
(4) 地域の持続的発展の基本方針	16
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	17
(6) 計画の達成状況の評価	17
(7) 計画期間	17
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	22
3 産業の振興	23
(1) 現況と問題点	23

(2)その対策	27
(3)事業計画	30
(4)産業振興促進事項	34
(5)公共施設等総合管理計画等との整合	34
4 地域における情報化	35
(1)現況と問題点	35
(2)その対策	35
(3)事業計画	36
5 交通通信体系の整備、交通手段の確保	37
(1)現況と問題点	37
(2)その対策	41
(3)事業計画	42
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	45
6 生活環境の整備	46
(1)現況と問題点	46
(2)その対策	48
(3)事業計画	50
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	51
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健 並びに福祉の向上及び増進	52
(1)現況と問題点	52
(2)その対策	54
(3)事業計画	55
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	56

8 医療の確保	57
(1)現況と問題点	57
(2)その対策	57
(3)事業計画	58
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	58
9 教育の振興	59
(1)現況と問題点	59
(2)その対策	61
(3)事業計画	62
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	63
10 集落の整備	64
(1)現況と問題点	64
(2)その対策	64
(3)事業計画	64
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	64
11 地域文化の振興等	65
(1)現況と問題点	65
(2)その対策	65
(3)事業計画	65
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	66
12 再生可能エネルギーの利用の促進	67
(1)現況と問題点	67
(2)その対策	67
(3)事業計画	67

13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	68
(1)	現況と問題点	68
(2)	その対策	68
(3)	事業計画	69
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	69
14	過疎地域持続的発展特別事業一覧	70

## 1 基本的な事項

### (1) 本市の概況

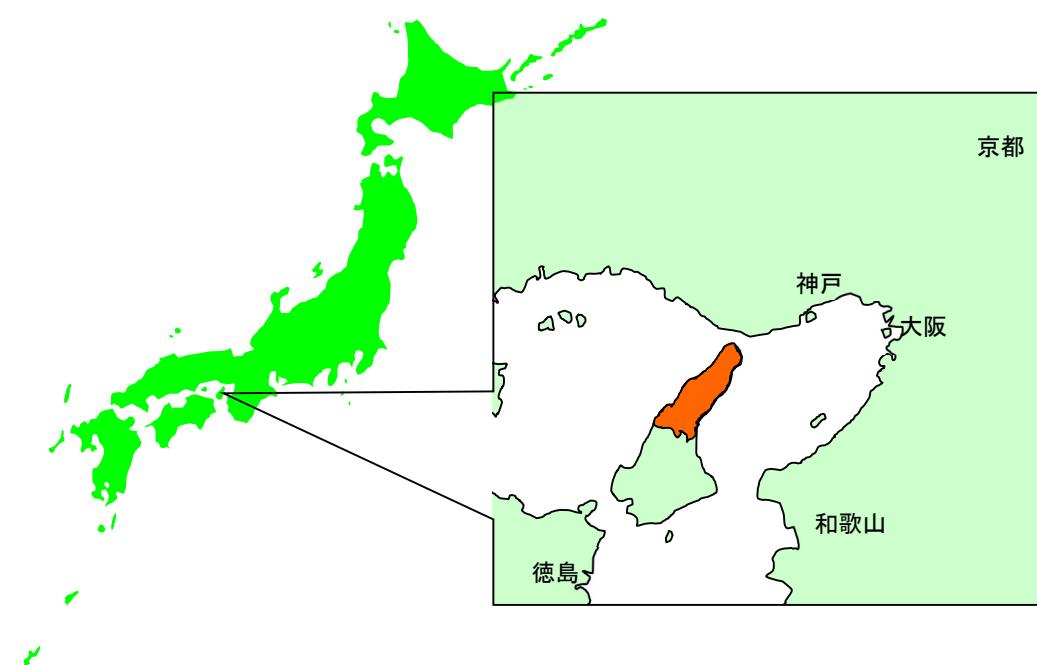
#### (ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

##### (A) 自然的条件

淡路島には、これまで 1 市 10 町の地方公共団体があったが、平成の大合併により 3 市となり、淡路市(以下「本市」という。)は、平成 17 年 4 年 1 日に津名郡 6 町のうち、地理的と歴史的に関係の深い淡路島中部・北部の 5 町(津名町・淡路町・北淡町・一宮町・東浦町)が合併して誕生した市である。本市は、兵庫県の南部・淡路島の北端部に位置し、東側には大阪湾、西側には播磨灘を臨んでいる。また、本市の最北端は、明石海峡を隔て、神戸市・明石市と近接することから、古くは瀬戸内海の海上交通の要衝であり、現代においては、高速道路網の結節点として重要な役割を果たしている。

本市の面積は、184.24 平方キロメートルで、淡路島全体の約 3 割を占めている。本市の地形は、中央部に妙見山(標高 522m)をはじめとして、南北に北淡山地が貫いており、一部の平野地帯を除き、急勾配な地形が海まで続いている。河川については、山間・丘陵地を源流に、まとまった流域を有する河川が少ないので、その分、貯水用のため池が数多く見られる。

気候は、降水量が少なく温暖な瀬戸内海気候区に属し、年間平均気温は 15~17°C 前後、年間平均降水量は、概ね 1,000~1,500mm 前後となっている。しかし、播磨灘に面した本市の西部では、冬季には強い季節風が吹き付けるなど、本市の東西で気候条件は異なる。



## (B)歴史的条件

本市が位置する淡路島は、『古事記』や『日本書紀』の中で、「国生み神話」の舞台とされ、神話ゆかりの伊弉諾神宮をはじめ、弥生時代の鉄器工房である史跡五斗長垣内遺跡など、島内各所に歴史上の重要性を裏付ける貴重な歴史文化遺産が残るほか、各所が「万葉集」の和歌に詠まれるなど、古くから歴史の表舞台に登場している。

平安時代には、岩屋と明石の間に連絡航路が設けられるなど、各時代を通して瀬戸内海の海上交通の要衝であった。

室町時代から戦国時代には、本地域は軍略の要衝としても重要視され、岩屋城をはじめとして数多くの城が築かれるとともに、江戸時代には、徳島藩の支配下に置かれ、岩屋港、富島港、江井港、志筑港などの整備が進み、瀬戸内海の各所を結ぶ結節点として繁栄した。

明治維新後は、淡路島の管轄はめまぐるしく変わったものの、最終的には明治9年に、本市を含めた淡路島全域が兵庫県の管轄下となった。

近代化の道を歩み始めた本市域では、明治初期に明石海峡に民営の渡し船業が営業を開始し、大正初期には阪神間と東浦・西浦を結ぶ航路が開設されるなど、海上交通の結節点としての役割を引き続き果たすとともに、産業面では、岩屋や生穂におけるマッチ製造業の発展、酪農や花き産業の振興、農業の効率化など、現在の本市の産業構造の基礎が築かれた。

第二次世界大戦後は、明石・岩屋間のフェリー運航や国道28号の大幅改良などが行われ、車社会到来下においても交通要衝としての地位を保持し続けていたが、平成10年の明石海峡大橋の開通に伴い、高速道路網の結節点へと変貌を遂げた。

一方、平成7年に起こった阪神・淡路大震災では、未曾有の被害を受け、多くの住民の尊い命が奪われたが、平成12年には旧東浦町・旧淡路町境の土砂採取地跡に、「人と自然のコミュニケーション」を理念に掲げた「淡路花博ジャパンフローラ2000」が開催されるなど、震災からの創造的な復興、そして、自然との共生に向けた取組が積極的に行われた。

その後も平成22年には「淡路花博2010花みどりフェア」、平成27年には「淡路花博2015花みどりフェア」、令和3年は「淡路花博20周年記念花みどりフェア」、令和7年は「淡路花博25周年記念花みどりフェア」が開催され、淡路島のゲートシティとしてのピーアールを行っている。

本市は、昭和20年代まで21存在していた町村が、昭和30年代初頭の「昭和の大合併」時に、津名町、淡路町、北淡町、一宮町の4町となり、その後、昭和36年に淡路町から東浦町が分立した経緯を経て、「平成の大合併」として、平成17年4月1日にこれら5町が合併し、誕生した。

主産業は、淡路島特有の強い季節風「西風」を巧みに利用して発展した線香製造

が、国内はもとより欧米や東アジアなどへも事業展開されているほか、紙製玩具「吹き戻し」の製造や県内有数の生産高を誇る「カーネーション」の栽培なども盛んに行われている。また、豊かな自然に恵まれ、港に陸揚げされる魚介類や新鮮な野菜類などが近郊都市部の台所を賄っている。

淡路島3市時代を迎える本市は京阪神間からの玄関口として、観光・流通・産業等の経済面、また、新たな文化交流の流入口として重要な役割を担っている。

#### (C)社会的、経済的条件

本市の人口は、昭和50年国勢調査で59,298人であったが、若年層を中心に市外への人口流出が続いたため、令和2年国勢調査では41,967人となっている。また、本市の就業人口は、昭和50年には28,480人であったが、令和2年には26.9%減の20,805人まで落ち込んでいる。

本市の産業構造については、従来は第一次産業である農水産業を中心に発展してきた。漁業においては、明石海峡で獲れるマダイやカレイ、タコ、アナゴといった高級魚介類をはじめとして、シラスやイカナゴ漁も盛んに行われてきたが、労働者の高齢化や後継者不足が深刻な上、資源保護の観点からも厳しい状況に立たされている。また、農業においては、果樹や野菜、園芸産業が盛んに行われ、北部の丘陵地では国や県のパイロットファームが整備されるなどしたが、海外との厳しい競争に直面し、遊休地が増加している。しかし、近年は、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換や、北部の遊休農地を活用し、オリーブやイチゴ、ブルーベリー、ワイン用ぶどうなどの農業経営を行う企業の参画が増加しており、先端技術を活用した第一次産業の活性化や6次産業化に向けた新たな試みが広がってきている。

第二次産業(主に製造業)については、全国第1位のシェアを占める線香産業のほか、水産加工業などが盛んであるが、昨今の厳しい経済情勢を反映して、新規の雇用創出は伸び悩んでいる。

一方で、平成10年の明石海峡大橋を含む神戸淡路鳴門自動車道の開通から、観光産業をはじめとするサービス業が脚光を浴びており、市内従業者に占める第三次産業従事者の比率は、令和2年には64.1%となり、第一次、第二次産業を上回っている。

本市を訪れる観光客数は、明石海峡大橋が開通した平成10年度には1,399万人を記録して以降600万人前後で推移していたが、近年は900~1,000万人前後で推移している。更なる観光産業の推進を図るためにも、交流人口の促進が必要となる。

## (イ)過疎の状況

### (A)人口等の状況と動向

本市の人口は、昭和 50 年国勢調査の 59,298 人から昭和 60 年には 56,306 人、平成 12 年には 51,884 人、平成 22 年には 46,459 人、令和 2 年には 41,967 人まで落ち込んでいる。近年、減少率も高くなっているが、平成 17 年以降は調査ごとに 5% 程度の減少幅となっている。

一方、人口の減少とは対照的に、世帯数は増加しており、昭和 50 年から令和 2 年の間に 7.3% 増加し、17,494 世帯となっている。これにより、本市においても全国と同様、核家族化が進行しており、1 世帯当たりの平均人数は、平成 12 年には 3 人を切り現在に至っている(令和 2 年 2.40 人)。

人口の減少は、少子高齢化の影響により、死亡数が出生数を上回る人口の自然減少の状況が恒常化しているほか、10 代後半から 20 代にかけて進学や就業などを機に転出する人口の社会減が多いことが要因となっている。また、令和 2 年以降、企業誘致などの取組による雇用の創出や新型コロナウィルス感染症の影響によるライフスタイルの多様化に伴う移住者の増加などにより、人口の社会増につながったが、コロナ禍後の地方移住が落ち着きを見せたことから、近年は社会減の傾向にある。

市内の状況については、東浦地域では住宅地の開発により人口増加が続く中、産業基盤の集積が少ない北淡、一宮地域では人口減少が続いているほか、津名・岩屋地域でも人口減少が続いている。

また、全人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の比率(老人人口割合)は、昭和 50 年の 15.2% から、令和 2 年には 38.9% と、本市の高齢化は、全国平均及び県平均を大きく上回るスピードで進行している。

## 【人口の推移(国勢調査)】

(単位:人)

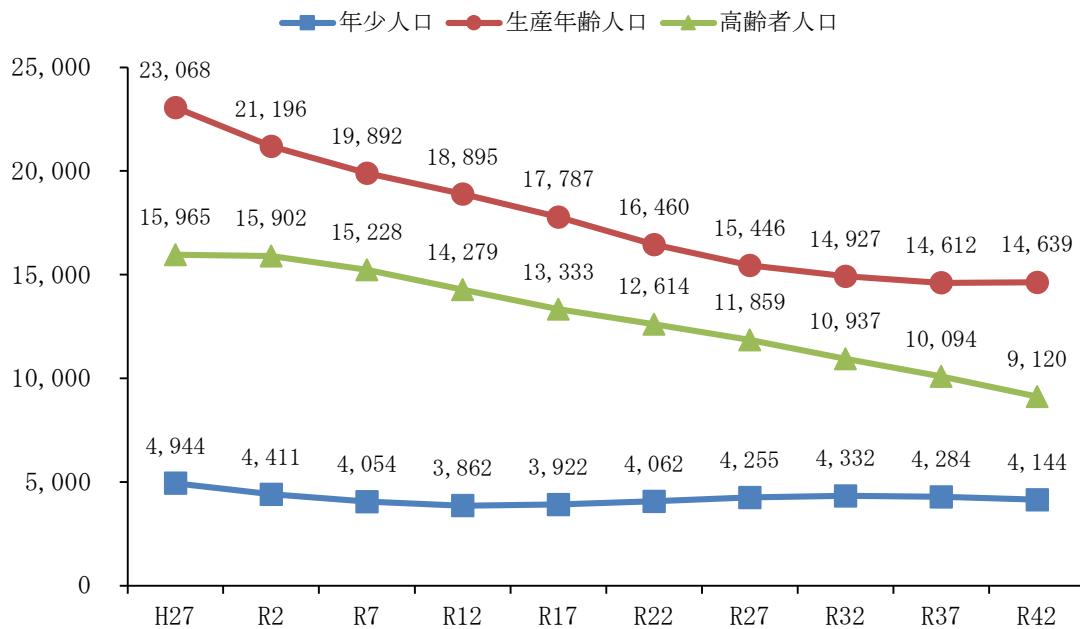
区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	増減率	実数	増減率								
総数	71,387	-7.1%	66,305	-7.0%	61,675	-7.0%	59,298	-3.9%	57,650	-2.8%	56,306	-2.3%
0歳～14歳	22,813	-23.8%	17,385	-23.8%	13,771	-20.8%	12,256	-11.0%	11,444	-6.6%	10,738	-6.2%
15歳～64歳	41,764	-0.1%	41,739	-4.4%	39,884	-4.4%	38,037	-4.6%	36,242	-4.7%	35,172	-3.0%
うち15歳～29歳(A)	13,165	0.2%	13,194	-6.1%	12,389	-8.7%	11,310	-9,531	-15.7%	8,494	-10.9%	
65歳以上(B)	6,810	5.4%	7,181	11.7%	8,020	12.3%	9,005	9,964	10.6%	10,395	4.3%	
(A)/総数	18.4%	19.9%		20.1%		19.1%		16.5%		15.1%		
(B)/総数	9.5%	10.8%		13.0%		15.2%		17.3%		18.5%		

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率										
総数	54,643	-3.0%	53,235	-2.6%	51,884	-2.5%	49,078	-5.4%	46,459	-5.3%	43,977	-5.3%
0歳～14歳	9,662	-10.0%	8,421	-12.8%	7,275	-13.6%	6,042	-16.9%	5,377	-11.0%	4,944	-8.1%
15歳～64歳	33,861	-3.7%	32,420	-4.3%	30,681	-5.4%	28,349	-7.6%	26,020	-8.2%	23,068	-11.3%
うち15歳～29歳(A)	8,163	-3.9%	8,206	0.5%	8,169	-0.5%	6,898	-15.6%	5,733	-16.9%	4,998	-12.8%
65歳以上(B)	11,120	7.0%	12,394	11.5%	13,928	12.4%	14,488	4.0%	15,062	4.0%	15,965	6.0%
(A)/総数	14.9%		15.4%		15.7%		14.1%		12.3%		11.4%	
(B)/総数	20.4%		23.3%		26.8%		29.5%		32.4%		36.3%	

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	41,967	-4.6%
0歳～14歳	4,495	-9.1%
15歳～64歳	21,132	-8.4%
うち15歳～29歳(A)	4,506	-9.8%
65歳以上(B)	16,340	2.3%
(A)/総数	10.7%	
(B)/総数	38.9%	

## 【人口の動向(淡路市人口ビジョン)】

(単位:人)



(単位:人)

区分	R7(2025年)	R12(2030年)	R27(2045年)	R42(2060年)
総人口	39,175	37,037	31,561	27,904

(B) 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号。令和3年4月1日施行)に基づくものも含めたこれまでの対策、現在の課題、今後の見通し等

#### ①交通体系の整備

- ・ 道路整備は、地域活性化を達成する重要な手段として位置付けられ、これまでも、神戸淡路鳴門自動車道や南北機軸である国道28号、主要県道へのアクセス道の整備を積極的に行ってきましたが、地域の核が分散している本市においては、5つの地域の特性を生かした均衡ある発展と機能分担を図るため、市内基幹道路体系の整備を推進することは喫緊の課題である。
- ・ 公共交通は、地域住民の生活を守る「最後の交通手段」としての役割を担っており、陸上交通では神戸淡路鳴門自動車道を利用する高速バス、市内を周遊する淡路市生活観光バス、路線バス及び路線バス等が行き届かない地域を中心に行き渡るコミュニティバスがあり、海上交通では、明石と岩屋とを結ぶ高速船で、公共交通ネットワークを形成している。

一方、路線バスは、本市と隣接市を接続する縦貫線と鮎原線で公共交通ネットワークが形成されている。

しかしながら、過疎化や高齢化による人口減少の影響等で路線バス利用者数は年々減少し、これに伴い、運行便数の減少や休廃止等、維持存続が問題となっている。そのため、公共交通事業者と協力して利便性向上に努める必要がある。

#### ②教育文化施設の整備

- ・ 学校教育施設の耐震補強は終了したが、今後も安全で快適な教育環境を提供するために、体育館等への空調設備の設置など、教育環境の改善を図る必要がある。また、少子化による学校再編に伴う基幹校の校舎増築、改修等、施設の充実を図る必要がある。
- ・ 市民の生涯学習に対する意欲に対応するため、公民館をはじめとする社会教育施設の安心・安全な利用に努め、必要に応じて施設の改修も含めた社会教育環境の充実に努める必要がある。

#### ③生活環境施設及び福祉施設等厚生施設の整備

- ・ 年間降水量が少なく、大規模な河川のない本地域は、昔から、水不足に悩まされてきたが、平成10年の明石海峡大橋の開通に伴い、本土導水が実現し、水の安定供給が可能となった。今後も、安全性と安定供給を確保し、老朽化が進む給配水施設の維持及び更新とともに、有事の際の危機管理体制の強化を図る必要がある。

- これまで、良好な生活環境、水辺空間の確保、貴重な自然資源の保全と創出に努め、下水道整備及び合併処理浄化槽整備を積極的に推進してきた。しかしながら、生活排水処理率及び下水道普及率は、県平均を下回っている。
  - 今後は、現状にあった生活排水処理計画に見直していくとともに、下水道事業認可区域の見直しを行い、下水道事業等の集合処理と合併処理浄化槽設置事業により、地域特性を考慮した生活排水の適正処理を進める必要がある。
  - また、下水処理場及び管渠等の下水道施設では、日常生活や社会活動に多大な影響を与える事故や機能停止を未然に防ぐため、予防保全的な維持管理の徹底及び計画的な施設の更新を行っている。
  - 消防・防災施設については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、市内全域を結ぶ防災行政無線の整備や戸別受信機の全戸設置など、緊急時の対応の充実を図ってきた。また、防災あんしんセンターを拠点として、市全域の連携がスムーズに図られる防災体制の強化を図り、避難場所の表示看板の設置や避難経路の確保など、市民の安全を守るための更なる整備に取り組んでいる。
- 今後は、消防・防災機器の更なる整備を図るとともに、女性消防団員や防災リーダー等の活動支援などを通じて、自主防災組織等の育成や活性化を図り、南海トラフ巨大地震に備えるためにも、市民の地域防火・防災力の向上を促進する必要がある。
- 公営住宅については、低額所得者等に低廉な家賃で住宅を供給することを目的として整備を推進してきた。

市営住宅の有効活用という視点から、「淡路市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、維持管理により長寿命化を図るもの、用途廃止をするもの、建替えを検討するものなど、住棟ごとに活用手法を判別し、効率的かつ効果的な活用を図れるよう計画的に更新している。

#### ④医療の確保

- 本市には、初期救急医療体制として、淡路市休日応急診療所などがあるが、3次救急に対応する病院がないため、3次救急機能を持つ県立淡路医療センターとの連携を推進する必要がある。また、かかりつけ医から総合病院に至る効率的な分業体制を構築し、安心できる医療サービスを提供することが求められている。
- このほか、令和4年、市内に助産院が開設されたが、産科医を確保することにより安心して出産できる環境の整備や在宅医療の推進など、保健・福祉分野とも連携した施策の推進も必要となっている。

## ⑤産業の振興

- 農業については、農業従事者の減少や新規就農者数の伸び悩みが続いている現状である。基盤整備により経営の近代化を支援するとともに、農業参入に対する門戸を広げ、様々な主体の参入を促進する。
- また、地域に根ざした独自性、付加価値の高い產品づくりの取組、地産地消の推進、產品のブランド力を高めるなど、生産者意識の向上に取り組むとともに、農業の活性化を図ることが求められている。
- 深刻化している鳥獣被害に対して、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号）に基づく被害防止計画に基づき、捕獲対策と被害対策の両輪で鳥獣対策を実施している。しかしながら、農作物被害の減少には至っておらず、対策を更に強化していく必要がある。
- 水産業については、港湾・漁港や関連施設の整備は進んでいるものの、農業と同様、従事者の高齢化と新規就業者数の伸び悩みが続いている。今後は、中間育成や放流事業を実施し「つくり育てる漁業」を促進していく必要がある。
- 水産物のブランド化の推進、水産業の効率化及び漁業経営の安定化を推進し、新たな担い手にとっても魅力的な環境を提供していく必要がある。
- 平成 10 年の明石海峡大橋の開通をはじめ、国営明石海峡公園が整備されるなど、観光産業が本市の主要産業として果たす役割がますます高まっている。今後も、本市全体が観光地としての魅力を高めるための施策を推進することが必要となる。また、近年では北淡地域・一宮地域をはじめ、市内に多くの事業者が進出し、新たな観光ルートも生まれている。

多くの観光スポットを周遊できるよう、受入体制の整備を推進していく必要がある。

- 商業については、島内外の大規模店との差別化を図る必要もあり、市民の生活の利便性を確保する意味でも、地域の小規模事業者、商店街等の活性化及び商店街周辺のコミュニティ施設の整備など、魅力ある地域づくりを推進する。
- 農業、漁業、商工業の新規起業者等については、安定的、継続的な経営を可能とするために、補助制度を設けて支援していく必要がある。
- 企業誘致については、これまでに多くの企業を誘致し、新たな雇用の確保や地域活性化に寄与している。

今後も利活用が望まれる遊休施設の活用などを図るとともに、若者の定住を促進する観点からも、IT 関連企業や環境・エネルギー関連企業など、若者等が活躍できる産業の誘致を積極的に行いながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

## ⑥集落の整備

- これまで、集落間の道路交通網の整備や、集落内の集会施設の整備を積極的に行ってきましたが、今後は、これに加え、市民がいきいきと充実した生活を過ごせるために取り組まれる市民活動を支援し、市民と行政が協働して公共サービスの向上をめざしていく必要がある。また、集落に空き家が増える中、これまで以上に、空き家の利用促進を図り、移住者の受入れなどを積極的に推進し、多くの人々が、世代や地域などを越えて交流し、助け合い、支え合う暮らしを開拓していく必要がある。子育て、教育、福祉、環境保全、防災、防犯など多くのまちづくりの分野について、地域内での連携や活動がより重要になってきているため、地域の自治組織としてのコミュニティ組織の活性化に向けた施策を、更に推進していくことが求められている。

## (ウ)産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した市の経済的発展の方向

令和2年国勢調査による本市の就業者数は20,805人で、25年前の平成7年と比較すると、就業者数は6,262人の減少となり、総人口に占める割合も49.6%となっている。就業者数の減少は、若年層の流出と関連しているものと思われる。

また、産業大分類別人口の構成では、第一次産業と第二次産業の割合が年々減少し、第三次産業の割合が増加し、就業人口の64.1%を占めるまでとなっている。しかし、第三次産業への移行が進んでいるものの、第一次、第二次産業の就業者数の減少分を補うには至っていない。

これまででは、島という立地条件のために、阪神播磨経済圏内にありながら、発展の余地が限られ、平成7年の阪神・淡路大震災により、産業界も大きな打撃を受けた。

しかし、平成10年の明石海峡大橋の開通、神戸淡路鳴門自動車道の全線開通により、京阪神、四国方面への利便性が飛躍的に向上し、本市の産業構造及び住民生活に大きな変化をもたらした。平成12年には、「人と自然のコミュニケーション」を理念に「淡路花博ジャパンフローラ2000」が開催されたことにより、国営明石海峡公園の整備、神戸淡路鳴門自動車道のサービスエリアと一体化した県立淡路島公園の整備、あわじ花さじきの整備など、大橋がもたらす経済効果を引き出すための施設整備が積極的に行われた。また、淡路市夢舞台サスティナブル・パークでは、企業や病院、薬局、認定こども園が立地し、周辺住宅地も含めたコンパクトシティとしての新たな可能性が期待される。

地域づくりでは、「ひょうごビジョン2050」における淡路ビジョンで掲げられている理念「人と自然の“環”が広がる淡路島～「はじまりの島」からはじめらんか～」を進むべき指針とし、人と自然の良質な関係が広がり、誰もが安心して暮らせるとともに、新しい挑戦が生まれ、未来に向かって発展し続ける島とするためにも、豊かな自然や恵まれた地域特性を生かした「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の実現に向け取り組む必要がある。

### (参考)

#### 本市の基本理念

「いつかきっと帰りたくなる街づくり」

- ・ 住んでいる人たちが、安全安心で快適に生活でき住み続けたくなる街づくり
- ・ 島外で頑張っている人たちが、いつか帰ってきて住みたくなる街づくり
- ・ 訪れた人たちが、住んでみたくなる街づくり

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### (ア) 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は、昭和 35 年国勢調査では 71,387 人であったが、令和 2 年には 41,967 人となり、55 年間で 41.2% 減少している。人口の落ち込みは、特に昭和 30 年代後半から昭和 40 年代前半にかけて激しくなっており、昭和 35 年から昭和 45 年までの 10 年間で 9,712 人(13.6%) 減少した。昭和 40 年代後半以降は、減少幅は縮小し、昭和 45 年から昭和 55 年までの間では 4,025 人(6.5%)、昭和 55 年から平成 2 年までの間では 3,007 人(5.2%)、平成 2 年から平成 12 年までの間では 2,759 人(5.0%) で推移し、ほぼ横ばいの減少率となっている。しかし、平成 10 年の明石海峡大橋の開通を境に、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間では 5,425 人(10.5%) の大幅な減少となっている。また、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間でも 4,492 人(9.7%) と大幅な減少となっている。

本市の人口は、今後もこの減少傾向が続くことが予測されるため、淡路市総合計画の基本構想で想定している将来人口についても見直す必要が出ている。

一方で、令和 2 年以降、企業誘致の推進やコロナ禍において働き方が変わってきたことなどにより、本市への移住者が増えたことに伴い、人口の社会増につながったが、コロナ禍後の地方移住が落ち着きを見せたことから、近年は社会減の傾向にある。

このため、少子高齢化による人口減少は、今後も予測されているため、継続した取組が必要となる。

また、平成 27 年度から少子化や人口減少問題を基軸とした「淡路市地域創生総合戦略」を策定し、施策に取り組んでいる。

今後の人口減少対策としては、京阪神地域からの定住人口の増加を図るこれまでの取組や空き家の利活用を積極的に行い、更なる移住定住の推進を図る。

次に、年齢階層別的人口構成の推移では、全国平均、県平均を上回るペースで高齢化が進行しており、全人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の比率(老人人口割合)は、昭和 60 年の 18.5% から、令和 2 年には 38.9% にまで上昇している。

これまでの本市の人口動態の特徴は、市内での就業の機会が限られていたため、若者が都会へと流出するために起こる社会減を主とする人口減少であったが、平成 13 年度以降はその流れに拍車が掛かるとともに、少子高齢化の影響による人口の自然減や人口構造のアンバランス化が顕著に現れ、その傾向は続くと予想されることから、地域の活力低下が非常に懸念されている。

このように、明石海峡大橋の開通による京阪神地域への通勤・通学圏としての利便性の向上だけでは、人口増加には至っておらず、人口減少に歯止めが掛からなかった。

一方で、コロナ禍における働き方の変化によって、地方で暮らしながら働く環境が生まれており、転入者も増加傾向にあったが、地方移住も落ち着きを見せ、近年、転入者は減少傾向にある。

今後は、この立地条件を優位に生かしながら、島外から移住する若者世帯への住宅取得費補助や、IT 関連企業や環境・エネルギー関連企業等、若者が活躍できる企業の誘致など、人口増加に対する施策を展開していく必要がある。

なお、市内的人口の動向については、東浦地域では住宅地の開発などにより人口増加が続く一方、開発余地が地形上限られた岩屋地域や、産業基盤の集積が少ない北淡、一宮地域では人口減少が続いている。

しかしながら、近年、西海岸に多くの事業者が進出していることで、新たな市場が生まれており、移住・定住の推進に追い風となっている。

## (イ)産業構造の現況と今後の動向

令和 2 年国勢調査による本市の 15 歳以上の就業者数は 20,805 人で、全人口の 47.4%を占めている。30 年前の平成 2 年と比較すると、就業者数は 6,182 人減少しているが、全人口に占める就業者の比率は、ほぼ横ばいとなっている。

産業別の内訳をみると令和 2 年では、第一次産業(農水産業等)の比率が 15.4%、第二次産業(製造業等)の比率が 20.4%、第三次産業(サービス業等)は 64.1%となり、第三次産業の就労割合が多くなっている。

一方で、第一次、第二次産業の就業者数は年々減少しており、後継者問題は大きな課題となっている。

平成 10 年の明石海峡大橋の開通以降、京阪神地域へのアクセスの利便性が向上したことから、生産年齢層の流出も顕著となり、市内人口が増加に転じるには程遠い状況となっている。一方で、企業誘致などに積極的に取り組んできたことにより、令和 2 年以降、人口の社会増減数が増加に転じるなどの成果も見られた。しかしながら、少子高齢化の影響により、人口の自然増減数は大幅に減少しているため、働きやすく子育てしやすい環境づくりなど、若者世帯に選ばれるまちづくりが、今後の産業振興にも重要となる。

### 【産業別人口の動向(国勢調査)】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人
	31,664	30,683	△ 3.1	31,350	2.2	28,480	△ 9.2	28,522	0.1	
第一次産業	%	%		%		%		%		
就業人口比率	51.1	45.3		38.6		32.1		29.3		
第二次産業	%	%		%		%		%		
就業人口比率	18.5	21.8		25.9		28.0		28.1		
第三次産業	%	%		%		%		%		
就業人口比率	30.3	32.9		35.4		39.8		42.5		

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	27,727	△ 2.8	26,987	△ 2.7	27,067	0.3	25,737	△ 4.9
第一次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	27.9		24.9		21.4		19.6	
第二次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	27.7		27.8		29.7		26.3	
第三次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	44.4		47.2		48.8		54.0	

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	24,187	△ 6.0	21,615	△ 10.6	20,979	△ 2.9	20,805	△ 0.8
第一次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	18.6		17.4		15.1		15.4	
第二次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	24.4		21.2		20.5		20.4	
第三次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	56.4		60.0		60.1		64.1	

### (3) 行財政の状況

本市の財政状況は、効率の悪い地形に対する資本整備に加え、平成7年の阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に多額の財源を要したことから、平成17年の市制発足時点において危機的な状況下にあった。

そのため、身の丈に合った持続可能な財政基盤の構築をめざし、合併による行政サービスの効率化を図るとともに、「淡路市行政改革大綱」を定め、集中改革プランとそれに続く新行財政改革推進方策に基づき、定員管理の適正化や事務事業の見直し、民間活力の導入など、不斷の行財政改革の取組を進めてきた。

その結果、様々な積極的施策を実施しつつも、財政赤字を回避するとともに、多額の地方債を減少させ、基金の増加を図ってきた。令和6年度決算では、新市発足時と比較して、地方債残高が約496億円減少し、基金残高が約130億円増加するとともに、財政健全化の指標も大幅に改善している。

しかし、人口減少、少子高齢化の急速な進行など、本市を取り巻く状況は依然厳しい状況下にあり、社会保障経費や公共施設の老朽化対策経費、さらに物価高騰による経常的経費等の増加に加え、今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への備えなど、必要な財源を確保するためには、更なる財政基盤の強化が必要不可欠である。

また、公共施設等総合管理計画など、本市の方針を定めた計画の着実な実施を図るとともに、計画自体の見直しについても、適宜、適切に実施していく。

表 1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額A	27,988,512	34,613,504	34,826,335	37,996,309
一般財源	20,900,120	21,517,961	19,649,529	20,618,244
国庫支出金	1,930,361	2,646,274	7,858,900	3,511,605
都道府県支出金	2,358,325	2,726,777	1,844,677	2,428,706
地方債	710,000	5,027,300	3,165,400	2,210,400
うち過疎対策事業債	156,600	397,800	309,700	454,300
その他	2,089,706	2,695,192	2,307,829	9,227,354
歳出総額B	27,630,382	34,182,561	34,399,207	37,829,889
義務的経費	13,738,262	12,547,072	11,255,659	14,155,751
投資的経費	2,530,322	5,689,286	4,620,765	4,393,527
うち普通建設事業	2,354,715	4,119,391	3,661,483	3,943,275
その他	11,199,498	15,946,203	18,522,783	19,280,611
過疎対策事業費	162,300	397,800	309,700	454,300

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入歳出差引額 C(A-B)	358,130	430,943	427,128	166,420
翌年度へ繰り越すべき財源 D	276,029	217,825	208,941	34,930
実質収支 C-D	82,101	213,118	218,187	131,490
財政力指數	0.36	0.34	0.35	0.37
公債費負担比率	30.4	24.6	22.2	22.6
実質公債費比率	22.5	18.4	14.9	13.2
起債制限比率	16.4	8.8	6.1	6.5
経常収支比率	90.5	86.6	92.0	94.4
将来負担比率	238.4	208.8	140.9	36.7
地方債現在高	50,938,147	47,067,891	38,516,725	32,772,885

表 1-2(2) 主要公共施設等の状況

区分	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市道					
改良率(%)	18.7	25.9	35.7	36.7	36.8
舗装率(%)	67.7	74.0	78.9	79.7	79.7
農道					
延長(m)	-	-	64,670	60,367	69,849
耕地 1ha 当たりの農道	-	-	37.4	51.4	59.4
林道					
延長(m)	-	-	13,587	13,587	13,587
林野 1ha 当たりの林道	-	-	1.9	1.9	1.9
水道普及率(%)	83.4	97.1	98.8	98.9	98.9
水洗化率(%)	-	43.5	66.83	80.9	82.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	-	8.5	13.4	14.9	13.8

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本市のまちづくりは、「ひょうごビジョン 2050」における淡路ビジョンで掲げられている理念「人と自然の“環”が広がる淡路島～「はじまりの島」からはじめらんか～」をまちづくりの指針としながら、淡路市総合計画に基づき、「いつかきっと帰りたくなる街づくり」を将来像として、魅力あふれ活力ある地域づくりに取り組んでいる。

また、新市発足以降、人口に比して広範囲な市域と中央に山間部が連なる非効率な地理的条件を払しょくすべく、地域特性が異なる 5 つの地域の融和に努め、更に継続的財政運営と市政全般の適正化を図ってきた。

公民一体となりこれらの取組を行うことで、阪神・淡路大震災からの創造的復興を遂げることができ、新たな時代を切り拓く「国生みの島」である本市の可能性は広がっている。

しかし、このような中にあっても、本市の人口は新市発足当初の平成 17 年の 49,078 人から年間 500 人程度減少し、令和 2 年では 41,967 人となり、今後もその減少の傾向は続くものと容易に推測される。特に、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢化が顕在化する過疎地域である本市においては、住民の安全・安心な生活の基盤となるインフラの整備から、地域経済を支える産業の新興、雇用の場の創出、生活交通の確保など、依然として多くの課題を抱えている。

一方、四季を通じて和みを与えてくれる花々や温暖な気候などの豊かな自然環境や景観、線香を代表とする伝統産業、歴史文化遺産など、数多くの地域資源に恵まれている。

また、明石海峡大橋の開通により、阪神間へのアクセスが飛躍的に向上したことから、若者の定住に向けた環境整備、淡路市夢舞台サスティナブル・パークをはじめとする新たなまちづくりが実践され、同様に、市内にある県立淡路景観園芸学校や関西総合リハビリテーション専門学校、関西看護医療大学等の教育機関を核とした公民連携の取組を推進している。

そのほか、住民生活の基盤である地域コミュニティでは、自立的で持続的な地域運営を行うため、コミュニティバスによる生活交通の確保、特産品の開発や販売など、住民自らが自分たちの地域づくりについて考え実行する、取組も進められている。

このような状況を踏まえ、本市を取り巻く現状に的確に対応しながら、安全・安心な生活を行うための基盤を整備しつつ、特色ある地域資源を有効に活用し、地域住民の市政への積極的な参画を通じ、市民誰もが住んで良かったと思える「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の実現をめざす。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### 【人口に関する目標】

#### 基本目標 1 人口目標

基本目標	基準値(R2)	目標値(R12)
総人口	41,967 人	37,037 人

#### 基本目標 2 転入・転出人口目標

基本目標	基準値(R6)	目標値(R12)
社会動態による転入人口	1,552 人	1,200 人
社会動態による転出人口	1,521 人	1,200 人

#### 基本目標 3 合計特殊出生率

基本目標	基準値(R2)	目標値(R12)
合計特殊出生率	1.37	1.60

### 【財政力に関する目標】

- ・ 徹底した歳出・歳入改革を行うことにより、歳出・歳入の均衡を保つ。
- ・ プライマリーバランスの黒字を維持する。
- ・ 実質公債費比率 18%以下の水準を維持する。
- ・ 将来負担比率 200%以下の水準を維持する。
- ・ 平成 29 年度末の市債残高以下の額を維持する。
- ・ 公共施設等総合管理計画に基づき、人口や財政規模に適した施設管理とする。
- ・ 税、使用料及び貸付金元利収入などの徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努める。

## (6) 計画の達成状況の評価

毎年度、計画の達成状況等を「淡路市まち・ひと・しごと地域創生本部」等で評価し、その結果の改善を図る。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、国や他の地方公共団体と同様に、高度経済成長期に多くの公共施設やインフラ資産を整備してきたが、これらの公共施設等は老朽化が進行し、大規模改修や更新

が必要な時期に差し掛かっており、今後、これまで以上に施設の大規模改修や更新に多大な費用が必要となることが想定されている。

また、全国的に少子高齢化が課題となっており、本市においても、少子高齢化の進行による人口構成の変化に伴い、施設ニーズが変化するとともに、施設配置の最適化が求められることから、平成28年11月「淡路市公共施設等総合管理計画」を策定し、令和4年3月に「第2次淡路市公共施設等総合管理計画」へ改訂している。

これら、公共施設等の管理に関し、公共施設等の長寿命化や最適化を推進することで、財政負担の軽減や平準化を図り、持続的に発展できるまちづくりに取り組む必要がある。

「淡路市公共施設等総合管理計画」の公共施設等のマネジメントの基本方針は、次のとおり定めている。

#### 【公共施設に関する基本方針】

- ・ 保有量の縮減(総量の適正化)
- ・ 既存施設の有効活用(品質の向上)
- ・ 運営の見直し(機能の効率化)

#### 【インフラ資産に関する基本方針】

- ・ 長寿命化の推進(品質の維持)
- ・ 運営の効率化(コストの削減)

以上のことから、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、「淡路市公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

本市の人口は、令和2年国勢調査で41,967人であり、そのうち65歳以上の高齢者の占める割合が38.9%となっている。令和2年以降も人口は、年々減少しており、その要因として少子高齢化による自然減や生産年齢人口の社会減が大きく起因している。

生産年齢人口の減少により、働き手の不足や地域を支える住民の高齢化などの問題も浮き彫りとなっている。

一方で、本市においては、企業誘致などに積極的に取り組んでおり、雇用機会の創出に努めている。令和2年には、本市に新市発足以降初めて、転入人口が転出人口を上回り社会増となっている。

地域間交流の促進においては、近年の環境意識の高まりや、オーガニックフード、地産地消など、地域の独自性を尊重する機運の高まりにより、都心で暮らす人々が、農山漁村におけるライフスタイルを再評価する傾向が広がっている。京阪神の都市圏に近接しながら、自然環境に恵まれ、第一次産業が盛んな本市は、都市と農山漁村の交流を行う絶好の場に位置しており、地域間交流のための基盤、システムの整備が求められている。

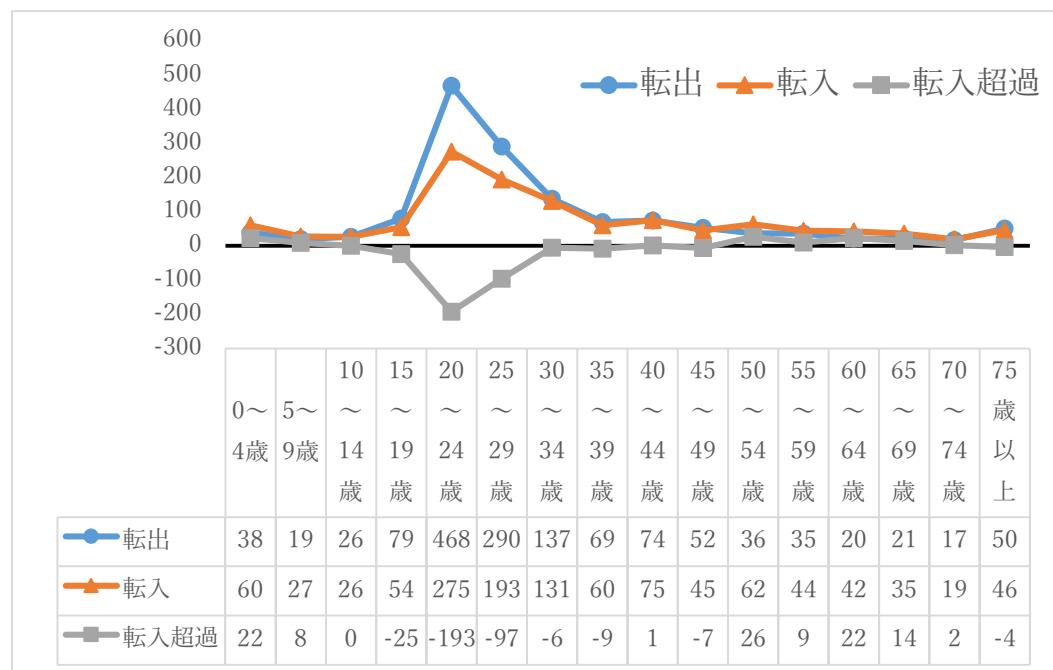
本市には、国営明石海峡公園やあわじ花さじきをはじめ、数多くの観光施設が点在している。今後は、それらの施設の有効的な活用を図り、地域の住民や自然との持続的な交流を行う滞在型、体験型観光スタイルを提案していくことが求められている。

また、明石海峡大橋の開通後は、阪神地域の通勤圏にも入っていることから、住宅をはじめとする基盤整備を推進し、自然あふれる環境下での潤いのある生活をアピールし、定住者を増やすことも可能である。

- ・ 都心に近接しながら、恵まれた自然、第一次産業が盛んな本市は、都市と農山漁村の交流の場としては絶好の場である。
- ・ 見学体験施設だけではなく、グリーンツーリズムをはじめとする滞在型・体験型観光施設、システムを整備することが求められている。
- ・ 都心で暮らし働く人々に対して、豊かな自然環境を実現できる住環境を提供することにより、定住者の増加も見込まれる。

### 年齢別転入・転出の状況(令和6年)

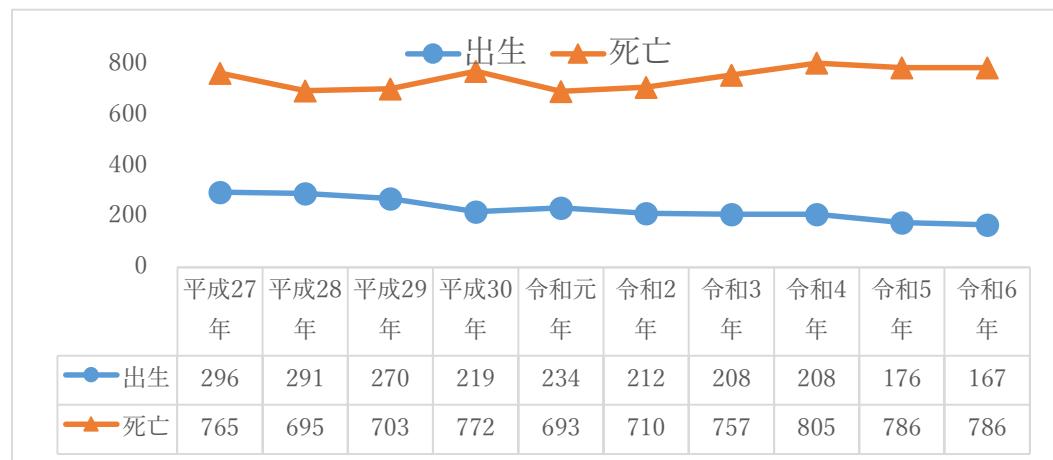
(単位：人)



資料：総務省「住民基本台帳移動報告」

### 出生数・死亡数の動向

(単位：人)



資料：兵庫県 市町村別毎月人口推計調査(各年)

## (2) その対策

### (ア) 移住・定住

全国的に、少子高齢化、本格的な人口減少に加え、東京への一極集中など大きな課題を抱えている中、本市においても、少子高齢化、人口減少に加え、都市部への人口流出と同様の課題を抱えている。

その中で、移住・定住への積極的な支援を行い、地域の維持に努めていく必要がある。また、島という立地もあり、島内2市との連携を図りながら移住・定住の促進を図る必要がある。

- ・ 移住相談窓口を設置し、移住促進を図る(淡路島定住自立圏)。
- ・ 移住者に向けた支援を行うとともに、定住しやすい環境づくりを促進する。
- ・ 短期住宅利用施設を設け、住環境を体験する場を提供する。
- ・ 空き家情報を提供し、移住促進を図る。
- ・ 学生に向けた、定住促進を図る。
- ・ 本市全体の都市計画区域の見直しの検討を行い、無秩序な開発の抑制、快適な住環境の維持等、バランスを考慮した住環境の整備を図る。
- ・ 自然や農業と共生する住環境の整備を図るため、市内の丘陵地等における農園付き田園住宅など、新たな住宅の整備を進め、団塊の世代や新婚世帯等をターゲットとした支援策等を行い、定住化の促進を図る。
- ・ 住宅取得費補助制度を設け、若年層世帯の定住を促進する。
- ・ 地元地域住民の理解と協力を得ながら、移住希望者へ空き家の斡旋を行う。
- ・ 阪神圏等の都心で、本市への移住等に関する相談会を開催し、定住情報の提供・発信を進める。
- ・ 若者の地元定着やU・I・Jターン就職の受け皿として企業誘致を推進する。

### (イ) 地域間交流の促進、人材育成

企業数や生産年齢人口が減少し、地域の担い手の確保が難しくなる中で、歴史、文化、自然、産業等の地域資源を活用した地域間交流の促進を図ることで、地域間の連携を深め、生活機能の確保や向上を図る。

また、若い時期から地域産業に触れ、職場を越えた職員交流など能力やサービスの向上を図ることを促進していく必要がある。

- ・ 地域間を越えた連携を図り、交流促進を図る(淡路島定住自立圏)。
- ・ 職員間の連携を図り、能力やサービスの向上を図る(淡路島定住自立圏)。
- ・ 包括連携協定を結んでいる大学や関西看護医療大学など、大学生のインターシップの受入れを促進し、長期間の就業体験を多様な職種で実施するなど、定住促進のための就労支援策を進める。

### (3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立	移住相談窓口業務	淡路市	
		短期移住体験施設整備事業	淡路市	
		移住促進空き家改修支援事業補助金	淡路市	
		移住支援事業補助金	淡路市	
		定住化促進奨励金	淡路市	
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

「淡路市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備に当たっては「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

本市の自立を促進するためには、市内における経済活動の場と雇用機会を提供していくことが不可欠であり、これにより、生産年齢人口の流出が抑制できるものと考えられる。本市は、古くから、京阪神地域への食料供給地として重要な役割を果たしてきたが、平成 10 年の明石海峡大橋の開通後は、同地域との人的交流も一気に拡大し、観光が新たな産業として重要性を増している。

しかし、農業や水産業は、後継者難などから就業者数は減少傾向にあり、本市の農家総戸数も、新市発足当初の平成 17 年から令和 2 年までの 15 年間で 33.8% 減少している。

そうした中ではあるが、観光産業の需要は高まっており、令和 2 年には民間施設直結のスマートインターチェンジが全国で初めて開通するなど、利便性の向上も図られている。

##### (ア) 農業

温暖な気候に恵まれた本市では、古くから農業が主要産業として営まれており、水稻栽培のほか、花き、果樹栽培、畜産業が盛んに行われ、京阪神地域への食料供給地として重要な役割を果たしている。しかし、急峻な地形が多いためにまとまった土地を確保しにくく、小規模農家が多いため、効率性においては、不利な条件に置かれていた。このため、昭和 39 年から平成元年にかけて、本市北部の丘陵地域において、県営ちひろ地区開拓パイロット事業や国営北淡路地区農地開発事業を行い、営農の大規模化と効率化が推進された。しかしながら、昭和 50 年代に入ると、全国的な供給過剰による減反や異常気象などにより、耕作放棄地が増加し、十分な活用が行えていないのが現状である。その他の農地についても、営農者の高齢化が進む一方、後継者が不足しているため、農業離れが歯止めが掛からない状況であり、令和 2 年の農林業センサスによると、本市の農家戸数は 2,278 戸で、平成 22 年の 3,197 戸から 28.7% 減少している。

このような状況の中、本市北部の遊休農地を中心に活用し、農業経営を行う企業の参画が増加しており、新しい形での農業活性化に向けた取組が活発化しつつある。

また、ここ近年は、価格を主に重視するために規格化された大量生産・大量消費型社会から、各地域における特産物に付加価値を付けることでブランド化する取組や「地産地消」、「産地直販」の拡充と販路拡大に向けた動きが活発になっている。今後は、これらの流れが更に加速することが容易に予想されるため、本市の農業においても、独自性のある展開やブランド力の強化が求められている。

このほか、農産物を生産することが主体であった農業から、農業体験などを通じた

自然・文化の体験や市民農園の開設など、観光と連携した農業の振興を図る必要がある。

加えて、有害鳥獣であるイノシシなどから農作物を守るために、市、集落、地域及び獵友会が一体となってイノシシ対策等に取り組み、捕獲・防護の両面から対策を強化していく必要がある。

農家数・農家人口の推移(農林業センサス)									(単位:人・戸)
区分	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
農家人口	22,546	19,918	18,577	11,648	9,887	7,958	5,989	-	
農家戸数	5,156	4,768	4,067	3,765	3,443	3,197	2,699	2,278	
専業農家	460	787	727	568	575	657	606	-	
第1種兼業農家	957	819	515	260	281	226	137	-	
第2種兼業農家	2,073	3,162	2,825	2,067	1,628	1,314	1,035	-	
自給農家戸数	-	-	-	870	959	1,000	921	880	

※農家人口、専兼業別農家数はR2年度より廃止。

#### (イ)水産業

二方を海に囲まれ、また、好漁場である明石海峡に面していることから、漁業が水産加工業とともに、本市の地域経済を支えてきた。船曳網漁業によるシラスやイカナゴの漁獲のほか、小型底曳網漁業など、多種多様な漁業が行われている。また、海面のり養殖漁業も盛んである。

本市では、これまで、漁業生産の基盤となる漁港や共同利用施設を整備し、漁業の近代化に努めてきた。また、水産資源の保全をめざして、魚礁の設置やマコガレイをはじめとする稚魚の中間育成・放流を行うなど、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」の推進にも積極的に取り組んできた。しかし、我が国全体の漁業をめぐる状況は厳しさを増しており、本市でも、漁業従事者の高齢化と担い手不足が深刻な問題であり、魅力ある就業環境づくりの整備が急務となっている。

このため、今後も、共同利用施設、設備等の近代化を積極的に推し進め、生産基盤の充実を図るとともに、マダイ・クマエビなどの稚魚の放流・中間育成事業を実施し、「つくり育てる漁業」を推進する。また、本市の水産物のブランド力の向上や、漁獲から加工、流通、販売に至るまでの効率的、効果的なネットワークの整備、新たな担い手づくりの開拓などに、生産者、各種水産関連機関などとともに、取り組む必要がある。

#### (ウ)商工業

本市では、津名地区、東浦地区の幹線沿いに大規模店舗が立地しているものの、商店の大部分が小規模経営であり、商業従事者の高齢化、後継者不足も深刻化している。

そのため、令和6年4月に「淡路市中小企業振興条例」を制定し、中長期的な視点

をもって、市内の中小企業者が抱える課題を整理する中で、「人材確保」が大きな課題となっており、新たな施策の検討を行う必要がある。

また、本市の卸売・小売の商店数は、平成 19 年に 872 事業所であったが、平成 28 年では 668 事業所と約 23% 減となっていることから、本市の商業、とりわけ、小規模商店を取り巻く環境は厳しさを増していると言える。

このため、起業家の養成や地域住民と地元商業者とが協働で行うコミュニティビジネスやネットワークづくり事業の推進など、抜本的な対策が求められている。

地場産業については、全国第 1 位のシェアを占める線香産業が盛んなものの、その他については、低迷傾向にあり、近年では海外への販路開拓も重要となっている。

観光産業などとも連携を深め、地域の特色をより前面に打ち出した商工業の強化に努める必要がある。

一方、新規の企業立地については、積極的に誘致に取り組んでおり、経済不況の影響により全国的に新規立地が伸び悩む中、新市発足以降、60 件に上る企業誘致を行ってきた。今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、本市がこれまで積極的に取り組んできた、地域の昼間の賑わいづくりのための新規起業者に対する支援事業等については引き続き、強化していく必要がある。

また、新たな産業の創出や企業誘致による雇用の場の創出が市内若者の流出を抑制するほか、定住者の増加や本市の自立に結び付くという観点から、引き続き、企業誘致活動を行うことも重要である。

また、新型コロナウィルス感染症の影響により、働き方なども大きく変化しており、テレワークやワーケーションによる地域経済の活性化が進むと見込まれることから、この機会を捉えて情報通信産業の振興を図る必要がある。

## 商業の推移

(単位:事業所・人・百万円)

区分	卸売業			小売業			合計		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
平成3年	183	736	19,235	1,226	3,296	44,083	1,409	4,032	63,318
平成6年	145	667	21,341	1,169	3,960	52,885	1,314	4,627	74,226
平成9年	139	667	22,421	1,004	3,493	57,675	1,143	4,160	80,096
平成11年	136	821	29,193	993	3,859	61,894	1,129	4,680	91,087
平成14年	122	759	20,161	921	4,145	56,749	1,043	4,904	76,910
平成16年	134	710	19,795	870	3,559	45,309	1,004	4,269	65,104
平成19年	133	737	21,406	739	3,224	46,164	872	3,961	67,570

(資料:商業統計)

(単位:事業所・人)

区分	卸売業・小売業	
	商店数	従業者数
平成24年	728	3,693
平成28年	668	3,657
令和3年	500	2,959

(資料:経済センサス-活動調査)

## 工業(製造業)の推移

(単位:事業所・人・百万円)

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成10年	426	4,774	70,820
平成15年	353	4,147	58,616
平成20年	251	3,210	62,767
平成25年	210	2,922	47,810
平成30年	132	2,734	53,467
令和4年	119	2,773	-
令和5年	121	2,581	-
令和6年	120	2,581	-

(資料:工業統計)

## (エ)観光業

本市では、平成10年の明石海峡大橋の開通を皮切りに、平成12年の「淡路花博ジャパンフローラ2000」の開催、国営明石海峡公園、県立淡路島公園の整備が進むなど、観光地の整備がなされたことにより、観光は本市の主要産業の一翼を担っている。しかし、観光入込数をみてみると、明石海峡大橋が開通した平成10年度には1,399万人、「淡路花博ジャパンフローラ2000」が開催された平成12年度には1,247万人を記録したが、その後は600万人前後で推移していた。その後、平成26年度に明石海峡大橋の通行料が低減されて以降、観光入込数は、800～900万人前後を推移している。

一方、宿泊客数は、観光客数に比して平成17年度で5.3%、令和元年度では、2.0%と低い値になっている。

また、新型コロナウィルス感染症の発生により、一時的に観光客が減少したものの、観光客入込数は年間900万人以上を安定的に推移している。

本市は、阪神圏に近接し関西国際空港へ90分以内にアクセスできるという地域特

性を有しているため、主に京阪神からの観光客に恵まれ、都会の隣にあるリゾート地としての距離的インセンティブを生かし、近畿圏をターゲットとする「となリゾート。淡路市」というキャッチコピーで誘客の取組を図っている。

本市独自の取組に加え、淡路島総合観光戦略と連携を図りながら、日本遺産の普及啓発や食のブランドの推進などに取り組み、市内で滞在できる環境づくりと内外に向けたPRが不可欠である。地域間で連携しながら、交流人口の拡大を図るとともに、今後は、積極的な情報発信に加え、市内全域の既存観光施設と第一次産業との連携を強化していく。

区分	総数	日帰・宿泊客別		県内・県外客別		(単位:千人)
		日帰客	宿泊客	県内客	県外客	
平成17年度	5,650	5,349	301	2,480	3,170	
平成18年度	3,446	3,177	269	1,530	2,293	
平成19年度	5,971	5,729	242	2,557	3,414	
平成20年度	5,798	5,585	213	2,609	3,189	
平成21年度	6,446	6,221	225	3,741	2,705	
平成22年度	5,982	5,761	221	—	—	
平成23年度	5,506	5,280	226	—	—	
平成24年度	6,000	5,793	207	—	—	
平成25年度	5,912	5,699	213	—	—	
平成26年度	8,821	8,618	203	—	—	
平成27年度	9,482	9,268	214	—	—	
平成28年度	8,562	8,369	193	—	—	
平成29年度	8,859	8,660	199	—	—	
平成30年度	8,623	8,423	200	—	—	
令和元年度	8,822	8,642	180	—	—	
令和2年度	5,981	5,870	111	—	—	
令和3年度	7,026	6,904	122	—	—	
令和4年度	9,168	8,964	204	—	—	
令和5年度	9,612	9,412	200	—	—	

## (2) その対策

### (ア) 農業

基盤整備により経営の近代化を支援するとともに、農業参入に対する門戸を広げ、様々な主体の参入を促進する。また、地域に根ざした独自性、付加価値の高い商品づくりに取り組み、地産地消の推進、商品のブランド力を高める。このほか、農業を媒介とした都市住民との交流など、農産物の生産にとどまらない幅広い観点から農業の振興をめざす。

県内でも有数のため池保有地域である本市においては、ため池管理者による適正な管理に努めているが、老朽化が進み適正な管理が困難な状況にある。このことから、「特定農業用ため池」(受益農地 0.5ha 以上及び下流人家被害が想定されるため池)を対象として、ため池の点検を実施し、適正な管理指導とため池の健全度を判定している。判定結果により危険とされるため池については、管理者と協議をしながら計画的に改修事業を行い、安定的な水源としての機能を確保しながら災害の未然防止を

図る。

- ・ 農地、農道、用・排水路の整備、ため池の改修や水源の確保などを行い、生産基盤の充実、効率化を図る。
- ・ 農作業効率化に向けた設備等の導入を支援する。
- ・ 都市の住民が、農業、自然を体験するための場所として、市民農園等を整備する。
- ・ 新規就農者養成に向けた支援を行うとともに、認定農業者制度の活用の充実を図り、農業経営の安定化を促進する。
- ・ 集落における地域計画の策定を支援し、農地中間管理事業を活用することにより、担い手への農地集積を促進する。

#### (イ)水産業

経営近代化策、產品のブランド化を推進し、水産業の効率化及び漁業経営の安定化を進めるとともに、新たな担い手にとっても魅力的な環境を提供する。また、資源の保全策も推進し、環境に調和した水産業の在り方を探る。

- ・ 防波堤の整備、照明等の設置などを行い、潤いのある環境と安全性を確保する。
- ・ 荷捌き施設をはじめとする共同利用施設の充実を図り、漁家経営の近代化を支援する。
- ・ 魚礁の設置により漁場の造成を図るとともに、マダイ・クマエビなどの稚魚の放流・中間育成事業を実施し、「つくり育てる漁業」を推進する。
- ・ 水產品や加工品のブランド化、高付加価値化をめざすため、関係諸団体との連携を図り、支援を行う。
- ・ 加工施設、直売所を整備し、生産から販売に至るまでの効率的なルートを整備する。

#### (ウ)商工業

本市の商業を発展させるためには、京阪神地域を主とする他地域への購買層の流出を防ぐことが重要となる。そのため、空洞化が進む市街地の商店街や小規模店は、地元住民などと連携を図り、地域にマッチした新たな魅力ある商業空間の創出を図る。

また、工業については、地場産業のブランド化を推進するとともに、新産業の誘致に努め、若者の定住促進や雇用の場の確保を図る。

- ・ 淡路市夢舞台サスティナブル・パークに企業誘致を図り、商工業の拠点とする。
- ・ 商店街振興策として、起業家支援策の強化や、地元団体と連携したコミュニ

ティビジネスの奨励、地区の特性を生かした景観整備など、特色あふれる商店街を形成する。

- ・ 全国第1位のシェアを占める線香産業の活性化と新商品の開発に向けた支援を行う。
- ・ 地域の農産品、水産品を生かした加工産業の充実など、効率的な流通システムを構築する。
- ・ 京阪神地域への通勤圏内であることや本州と四国を結ぶ交通結節点に位置する地理的利点を生かし、新産業の誘致策を積極的に展開し、雇用機会の充実に伴う定住者の増加をめざす。
- ・ 新たに創業を開始する新規起業者に対して、スタートアップ資金を補助することで、起業の促進による賑わいの創出と市内空き店舗の解消を行う。

#### (エ) 観光業

観光が本市の主要産業となり、地域の自立に結び付けるためには、安定的な集客と滞在時間の確保が大きな課題となっている。そのため、農業、水産業、地場産業と宿泊事業者が連携した受入体制を整備するなど、滞在適地への取組が必要である。

また、多彩な体験メニューの創出と、それらを体験プランとしてコーディネートできる人材育成が求められる。

滞在適地として、体験メニューが充実すれば、来訪客は、地域全体を体感することができ、滞在時間の増加につながると言える。

このほか、環境と健康に注目した観光誘客策として、淡路島が一体となったサイクリスト誘致を行い、サイクリング観光に適した地域づくりを推進する。

- ・ 国営明石海峡公園、北淡震災記念公園、パルシェ香りの館・香りの湯、東浦サンパーク、道の駅あわじをはじめとする既存の観光施設間の連携の推進と、第一次産業などの体験メニューを組み合わせることで、本市を訪れる観光客の滞在時間の延長を図る。
- ・ 滞在適地として、教育旅行の受入体制整備及び誘致を推進し、安定した集客策を図る。
- ・ 本市の魅力を対外的にアピールするためのメディア戦略事業やPR活動を積極的に展開する。
- ・ サイクリスト誘致及び電動レンタサイクル等の自転車観光を推進し、環境にも健康にも良い、持続可能な観光の取組を推進する。
- ・ スポーツイベントの開催やアート事業の推進など、観光客の多様なニーズに応える環境を整備する。
- ・ 新築した岩屋ポートターミナルを海上及び陸上交通の結節点並びに淡路島のゲートシティゾーンとし、明石海峡周辺地域などと連携した観光振興を推

進する。

### (3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業 林業 水産業	農地中間管理機構関連農地整備事業 北淡路地区	兵庫県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 北淡路(その2)地区	兵庫県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 北淡路(その3)地区	兵庫県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 北淡路(その4)地区	兵庫県	
		農業競争力強化地区化農地整備事業 生田大坪地区	兵庫県	
		農業競争力強化農地整備事業 入野2期地区	兵庫県	
		農業競争力強化農地整備事業 西山・柳沢東地区	兵庫県	
		農業競争力強化農地整備事業 草香地区	兵庫県	
		ため池整備事業 井手地区(ため池整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 中池地区(王子)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 御手洗池地区(岩屋)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 皿池地区(尾崎)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 皿池地区(北山)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 桃谷池地区(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 新池地区(久留麻)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 田路谷池地区(仁井)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 中ノ池地区(山田)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 中池地区(生田大坪)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 谷子池地区(佐野)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
		ため池整備事業 北代池地区(尾崎)(ため池地震対策整備)	兵庫県	

	ため池整備事業 皿池地区(王子)(ため池地震対策整備)	兵庫県	
	ため池整備事業 池の谷池地区(生田大坪)(ため池整備)	兵庫県	
	ため池整備事業 新池地区(谷)	兵庫県	
	ため池整備事業 滝池地区(柳沢)	兵庫県	
	農業用河川工作物等応急対策事業 西山地区(多賀)	淡路市	
	土地改良施設維持管理適正化事業 笠松大池さく泉ポンプ(43期生)	淡路市	
	農地耕作条件改善事業 生田大坪地区(耕作条件)	兵庫県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策 倉尾池地区(暫定整備)	淡路市	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策 〆田下池地区(暫定整備)	淡路市	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策 五反田池地区	淡路市	
	農業基盤整備促進事業 北淡路1期地区	淡路市	
	農業基盤整備促進事業 北淡路2期地区	淡路市	
	農業基盤整備促進事業 北淡路3期地区	淡路市	
	農業基盤整備促進事業 北淡路4期地区	淡路市	
	排水路防災対策	淡路市	
	ため池改修工事(井手進入路を含む。)	淡路市	
	鹿ノ瀬魚場開発事業	鹿ノ瀬開発協議会	
	漁業経営構造改善事業(冷蔵庫)	淡路島岩屋漁協	
(2)漁港施設	漁港海岸ストックマネージメント事業(浅野漁港・釜口漁港)	淡路市	
(9)観光又はレクリエーション	海水浴場休憩施設等整備事業	淡路市	
	東浦サンパーク整備事業	淡路市	
	岩屋ポートターミナル整備事業	淡路市	
	パルシェ整備事業	淡路市	
	津名港ターミナル整備事業	淡路市	
	松帆アンカレイジパーク整備事業	淡路市	
	東浦バスターミナル整備事業	淡路市	

	香りの公園整備事業	淡路市	
	美湯松帆の郷整備事業	淡路市	
	津名産地直売所整備事業	淡路市	
	地域総合センター整備事業(ふるさとセンター)	淡路市	
	静の里公園整備事業	淡路市	
(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信産業 観光 企業誘致 その他 基金積立	企業立地奨励金	淡路市	
	水利施設等保全高度化事業 北淡路3期地区	淡路市	
	水利施設等保全高度化事業 北淡路4期地区	淡路市	
	水利施設等保全高度化事業 北淡路5期地区	淡路市	
	水利施設等保全高度化事業 生田畠地区(地形図作成)	淡路市	
	水利施設等保全高度化事業 生田畠地区(集団化)	淡路市	
	水利施設等保全高度化事業 生田畠地区(調査設計)	淡路市	
	調査計画事業 淡路3(調査計画)	淡路市	
	調査計画事業 新池地区(谷)	淡路市	
	調査計画事業 立道下池地区	淡路市	
	調査計画事業 滝池地区	淡路市	
	調査計画事業 池ノ川池地区	淡路市	
	調査計画事業 淡路市ため池点検業務	淡路市	
	調査計画事業 西山地区	淡路市	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策 五反田池地区(実施計画策定)	淡路市	
	多面的機能支払交付金 (農地維持・資源向上・長寿命化)	淡路市	
	栽培漁業中間育成事業	淡路市	
	水産多面的機能発揮対策事業	市内漁協	
	農業近代化利子補給金	淡路市	
	農業経営基盤強化利子補給事業	淡路市	
	淡路市農業振興地域整備計画書策定	淡路市	
	新規就農者確保育成事業補助	淡路市	
	がんばる農家応援事業補助	淡路市	

	ひょうごの花づくり推進事業補助策定	農業協同組合等	
	中山間地域等直接支払交付金	淡路市	
	鳥獣被害防止総合対策事業	淡路市有害鳥獣対策協議会	
	育種系統牛保留事業補助	淡路市	
	但馬牛増頭推進事業補助	淡路市	
	有害鳥獣駆除に係る事業	淡路市	
	イノシシ被害防止事業補助	淡路市	
	漁業近代化利子補給金	淡路市	
	農林漁業セーフティネット資金利子補給金	淡路市	
	豊かな海づくり資金利子補給金	淡路市	
	線香協同組合振興活動事業補助	兵庫県線香協同組合	
	地域資源活用販路開拓支援事業補助	兵庫県線香協同組合	
	商工業近代化資金利子補給	淡路市	
	商工会経営改善普及事業補助	淡路市	
	観光事業共同経費負担金(淡路島観光圏事業負担金ほか)	(一社)淡路島観光協会等	
	海水浴場管理・監視委託	淡路市	
	淡路島観光協会負担金	(一社)淡路島観光協会	
	淡路市観光イベント補助	実行委員会	
	世界的観光立島事業	淡路市	
	観光施設修繕事業	淡路市	
	新規起業者支援事業	淡路市	
	地域活性化商品券発行事業	淡路市商工会	
	地域活力増進事業	淡路市商工会	
	中小企業雇用対策支援事業	淡路市商工会	
	中小企業振興対策事業	淡路市	
	松帆アンカレイジパーク運営事業	淡路市	
	東浦サンパーク施設運営事業	淡路市	
	パルシェ整備運営事業	淡路市	

	香りの公園運営事業	淡路市	
	北淡震災記念公園運営事業	淡路市	
	市内港湾管理事業	淡路市	
	港湾環境整備事業	淡路市	
	過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

#### (4) 産業振興促進事項

産業振興促進事項については、第2期淡路島定住自立圏共生ビジョン等により、観光振興や農林水産物の6次産業化など、島内3市で連携を図りながら、産業振興に取り組んでいく。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
淡路市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備に当たっては、「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

なお、「淡路市公共施設等総合管理計画」において、スポーツ・レクリエーション系施設(観光系施設)については、施設の特性を考慮した改修などが必要となるため、将来のニーズに応じた事業実施を図る必要がある。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

高度情報通信基盤の整備は、地理的条件によって経済的自立が妨げられてきた本市の発展の可能性を一層高めることが期待されている。合併によって広域化した本市の行政サービスの水準の維持・向上、ひいては、市内の地域間交流の促進の役割を果たすことが見込まれる。

本市では、これまで民間事業者と協力して光ファイバーケーブルを市内全域に張り巡らすなど、過疎地域としては充実した通信環境を有している。今後もそれらの基盤を活用するコンテンツの充実を図り、行政サービスの効率的な提供による電子自治体の実現、防災・防犯手段としての効果的な利用を推進していくことが求められている。

一方で、携帯電話不感地区は解消されているものの、ゼロ世帯エリアにおいて電波が届かない場所が点在し、通信事業者間のサービス提供エリアに差異が見られるなど、地域間の情報格差は依然解消されていない。また、観光客の利便性向上、災害時等の情報共有手段としてのモバイル端末利用環境を拡充するための環境整備等が今後の課題である。その他として、情報通信機能を活用したテレワークをはじめとする新たなライフスタイルの提案により、本市における生産年齢人口の増加につながることが期待される。

### (2) その対策

- ・ 効率的な行政サービスの提供、市民間交流の手段として、情報通信技術(ICT)の利活用は不可欠である。
- ・ 時代に即応した情報サービス、情報基盤を活用した産業振興策を展開し、市民交流や産業振興を進める。
- ・ 市内全域での携帯電話の不感エリアの解消を図り、モバイル端末の有効利用による日常生活の利便性の向上と災害時の情報伝達手段の確保に向けた施策を進める。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政無線施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 プロードバンド施設 その他情報化のための施設 その他 基金積立	各システムのサーバ等更新	淡路市	
		情報系システム端末更新	淡路市	
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

## 5 交通通信体系の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### (ア) 道路・橋梁

交通通信体系は、「ひと」、「モノ」、「情報」を伝えるための重要な基盤であり、本市の自立を達成するためには、更なる充実が望まれている分野である。

本市では、明石海峡大橋を含む神戸淡路鳴門自動車道の開通に伴い、全国的な高速道路網と接続された結果、他地域との「ひと」や「モノ」の往来が活発化し、料金低減化により、その傾向は一層活発化している。島内の南北機軸を担う国道28号が東海岸沿いに本市を貫くとともに、西海岸側では主要地方道福良江井岩屋線が幹線としての役割を果たしている。また、東西を結ぶ幹線としては、富島久留麻線、志筑郡家線など主要県道3路線が南北路線を結んでいる。

しかしながら、海岸沿いや丘陵地域を走る路線が多いことから、災害時における対応が課題となっている。また、主要県道である東西幹線の道路改良は進んでいるものの、南北を結ぶルートと比較して、整備が遅れており、今後、5つの地域の特性を生かした均衡ある発展と機能分担を図るためにも、市内東西軸の整備を更に推進していくことが求められている。

また、安全かつ快適な道路環境の実現に向け、長寿命化計画に基づき老朽化が進む道路・橋梁の安全点検、計画的な補修や耐震化を行う必要がある。

そのほか、地域の道路状況や日常生活圏での利便性を考慮しながら、地域間を結ぶ生活道路と交通体系の整備を進めるとともに、通学路等の歩道が必要な区間においては、速やかに整備・充実を図るなど、計画的な道路交通網の整備を進めていく。

- ・ 国道については、淡路島の大動脈である国道28号があり、改良率・舗装率とも100%であるが、海岸沿いに位置するために、自然災害の影響を受けやすい。
- ・ 県道は、主要地方道4路線と、一般県道12路線の計16路線で構成されており、舗装率は、主要地方道・一般県道とも100%となっている。
- ・ 市道については、積極的に整備を推進してきた幹線の1・2級道路は整備水準の向上がみられるものの、そのほかの市道については、狭あいですれ違いが困難な道路が数多く存在しており、今後は、幹線1・2級道路の二車線化と、接続道路の改良により、快適で安全性の高い道路環境を実現することが求められている。
- ・ 道路・橋梁の老朽化が深刻化しており、長寿命化計画に基づく計画的な補修、耐震化等の実施が求められている。
- ・ 明石海峡大橋開通後、幹線道路を中心に交通量が増加してきたが、近年ではサイクリストの増加による自転車の交通量も増加しているため、歩行者の安全を確保するための施設整備が求められている。

## (イ) 交通

本市において、陸上交通では神戸淡路鳴門自動車道を利用する高速バス、主に沿岸部を運行する淡路市生活観光バス、路線バス及び路線バスが行き届かない地域を中心に行き届く自主運行バスにより、海上交通では明石と岩屋を結ぶ高速船により公共交通ネットワークを形成している。

### (高速バス)

明石海峡大橋の開通により、広域交通の主体は、「路線バス＋海上交通」から「自動車等＋高速バス（パーク＆ライド）」となっている。

そのような中、①民間系とJR系の定期券や回数券等の共通利用化（一部共通利用化済）、②島内間での乗降フリー化、③鉄道との乗り継ぎのシームレス化、④高速バス停留所やパーク＆ライド駐車場の整備拡充等、利便性向上に向けた検討を進めていく必要がある。

また、明石海峡大橋の通行料の値下げや高速道路通行料金のETC割引等により、自家用車利用者が増加し、高速バス利用者数が年々減少していることから、運行便数の減少等が危惧される。

### （路線バス・コミュニティバス）

路線バスは、本市と隣接市を接続する縦貫線と鮎原線で公共交通ネットワークが形成されている。コミュニティバスとして、淡路市生活観光バスが、平成25年10月1日に「淡路市北部生活観光バス路線」として運行を開始してから、令和元年10月1日に民間バスの市内路線廃止に伴い「淡路市北部・南部生活観光バス路線」として運行され、令和2年10月1日には、「淡路市生活観光バス路線」として運行し、市内公共交通の中心としての役割を担っている。

しかしながら、過疎化や高齢化による人口減少の影響等で路線バス・コミュニティバスの利用者数の減少、運転士不足などにより、運行便数の減少や、休廃止等、維持存続が問題となっている。そのため、公共交通事業者と協力して利便性向上に向けた検討を進めていく必要がある。路線バス・コミュニティバス及び高速バスの運行便数については、次のとおりとなっている。

## 高速バスの運行状況

令和7年4月1日現在(単位:便)

区分	路線名	全体路線	①R70401 往復便数 (上下の最小値)		②R30401 往復便数 (上下の最小値)		③H270401 往復便数 (上下の最小値)		上り下り		差引 (①-③)	備考
			上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	下り		
淡路交通系	大阪一洲本線	大阪(阪急梅田)↔洲本高速BC	0	0	0	0	0	0	4	4	4	▲4
	三ノ宮一洲本線	三ノ宮↔洲本高速BC	18	18	19	19	19	19	10	11	10	8
	学園都市一洲本線	学園都市駅↔洲本高速BC	8	8	8	7	7	8	6	7	6	2
	舞子・津名線	高速舞子↔津名臨海公園	0	0	0	0	0	0	6	6	6	▲6
	舞子一福良線	高速舞子↔福良	9	10	9	9	10	9	12	12	12	▲3
	三ノ宮一福良線	三ノ宮↔福良	15	15	16	17	17	20	10	10	10	5
	三ノ宮一福良線	神戸空港↔福良	4	4	4							4
	三ノ宮一西浦線	三ノ宮(高田屋嘉兵衛公墓)↔五色BC	16	16	17	15	15	15	16	16	16	0
JR系	淡路一徳島線	洲本BC↔徳島	0	0	0	3	3	3	6	6	6	▲6
	かけはし号(津名港・洲本IC経由)	大阪駅↔洲本BC	3	3	3	3	3	3	2	2	2	1
	かけはし号(洲本IC経由・津名港経由)	新神戸駅↔洲本BC	22	22	22	24	25	24	23	23	23	▲1
	かけはし号(洲本IC経由・津名港経由)	神戸空港↔洲本BC	3	3	3							3
	くにうみライナー	新神戸駅↔陸の港西淡	4	4	4	3	3	3	4	4	4	0
	大磯東浦ルート	新神戸駅(舞子)↔東浦BT	29	31	29	29	29	29	27	31	27	2
その他	北淡路西海岸ライン	三ノ宮↔斗ノ内	9	13	9	0			0			9
	淡路島特急線	三ノ宮↔陸の港西淡	0		4	4	4	4	8	8	8	▲8
	徳島一関西空港線	徳島駅前↔関西空港	0		0	0	0	0	8	8	8	▲8
	徳島一枚方線	枚方・寝屋川↔徳島	0		0	0	0	0	2	2	2	▲2
	徳島一名古屋線	名鉄BC↔徳島	0		0	0	0	0	2	2	2	▲2
	阿波エクスプレス京都号	京都↔徳島	2	2	2	0			0			2
計			146		133		146		0			

※注1) 市内に停車する高速バスのみを記載。

## 路線バスの運行状況

令和7年4月1日現在(単位:便)

路線名	全体路線	①R70401 往復便数 (上下の最小値)		②R30401 往復便数 (上下の最小値)		③H270401 往復便数 (上下の最小値)		上り下り		差引 (①-③)	備考	
		上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	下り			
縦貫線	洲本BC↔岩屋	0	0	0	0	0	0	11	11	11	▲11	
	福良↔洲本BC	14	14	14		13	13	14		15	15	16
	洲本↔津名港BT(志筑)	13	13	13		13	13	13		1	4	1
西浦線	震災↔郡家↔津名港BT	0	0	0		0	0	0		8	8	9
鮎原線	志筑↔広石(下大町)	6	6	6		6	6	6		6	6	6
計		33		32		41				▲8		

※注2) 市内に停車する路線バスのみを記載。

## (自主運行バス等)

その他の公共交通としては、路線バスが行き届かない地域(路線バスの減便・休廃止等の地域)を中心とした、自主運行バスも運行しており、岩屋地域・本市沿岸部全域では路線定期型の自主運行バス、山田地域では路線不定期型(予約制)の自主運行バス、長沢・一宮・北淡地域ではスクールバスを活用しての一般混乗運行等があり、地域の実情に応じた多種多様な運行形態を構築し、路線バス・コミュニティ

イバスの補完的な公共交通を維持確保している。

しかしながら、今後、過疎化や高齢化の更なる進行により、新たな交通手段が必要となることも予想されるため、公共交通空白地における自主運行バス等の地域団体主体による運行形態の構築を進めていくことが求められる。

その他の公共交通の運行便数については、次のとおりとなっている。

#### 淡路市生活観光バス路線の運行状況

令和7年4月1日現在(単位:便)

路線名	①R70401 往復便数 (最小値)	時計	反時計	②R30401 往復便数 (最小値)	時計	反時計	差引 (①-②)	備考
時計回り	16	16	16	16	16	16	0	
反時計回り	16	16	16	14	14	14	2	
東浦北淡線	9	9	10	9	10	9	0	
北部観光回り	9	9	9	9	9	9	0	
南部観光回り	3	3	3	3	3	3	0	
岩屋洲本線	2	3	2	0			2	
計	55			51			4	

※注) 北部観光回り、南部観光回りは3月~11月の休日(土曜・日曜・祝日)に限り運行します。

#### その他の公共交通(コミュニティバス等)の運行状況

令和7年4月1日現在(単位:便)

路線名	全体路線	運行形態	事業主体	運行主体	①R741 往復便数 (上下の 最小値)	上り	下り	②R341 往復便数 (上下の 最小値)	上り	下り	③ H27.4.1 往復便 数 (上下の 最小値)	上り	下り	④差引 (①-③)	備考	
岩屋地域 コミュニティ バス	美湯松帆の 郷↔聖隸淡路病 院	路線定期 運行	淡路市	(株)恵美寿	15	15	15	11	11	11	11	11	11	11	4	
山田地域 デマンド交通	山田↔ 郡家↔ 津名医々町	路線不定 期運行 (予約制)	淡路市	山田地区 外出のしづ らさを考慮 する協議 会	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	
長沢地域 コミュニティ バス	長沢↔ 津名医々町	路線定期 運行	淡路市	長沢ミニバ ス運行委 員会	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	
北淡中ス クールバス 一般混乗化 交通	北淡中↔ 北淡IC↔野 島	路線定期 運行	淡路市	ショーゼン (株)	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0		
計					25			21			21				4	

#### (海上交通)

明石海峡航路は、淡路島と本土との交流と生活を支え、地域活性化に欠かすことのできない公共交通である。しかし、平成 22 年 11 月に明石・岩屋間のフェリー航路が休止し、その後、平成 24 年 5 月に廃止され、現在は民間事業者による旅客船の運航のみとなっている。そのため、災害時等に明石海峡大橋が通行不能となった場合の緊急・救援輸送手段や、明石海峡大橋が道路単独橋であるために 125cc 以下のバイク等の輸送手段が確保されていないという課題に対して、平成 27 年 8 月に旅客船兼自動車渡船(125cc 以下のバイクを輸送)「まりんあわじ」を建造し、運航することとなった。

#### (駐車場)

市営駐車場は、神戸淡路鳴門自動車道の全線開通を契機とし、島内外のアクセスが海上交通から陸上交通へと移行したことに伴い、高速バス停付近に公営のパーク＆ライド駐車場として整備してきた。今後、より安全で快適な利用を図るため、駐車場の適正な整備拡充と管理を行う必要がある。

現在、受益者負担の原則に基づき、北淡インターチェンジ、東浦インターチェンジ、東浦バスターMiNARU、遠田バス停、本四仁井バス停、津名一宮インターチェンジ、津名港ターミナルの計 7 か所の駐車場を有料化し、適正管理に努めている。

今後も環境の整った施設から順次有料化することで、受益者負担の適正化及び市民の利便性を確保した適正な管理が当然に求められる。

### (2) その対策

#### (ア) 道路・橋梁

- ・ 神戸淡路鳴門自動車道への各地区からのアクセスを向上させ、都市間移動に係る時間の短縮を図る。
- ・ 南北の幹線道路が一般国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線に限られているため、災害など有事の際に備えて複数ルートの確保に努める。
- ・ 道路・橋梁等の耐震化・長寿命化計画を作成し、安全性を確保する。
- ・ 南北ルートと比較して整備の遅れている主要地方道富島久留麻線など、東西ルートの改良を促進するため、引き続き県に対して要望を行う。
- ・ 県との連携の下、幹線市道の二車線化を図る。
- ・ 歩行者の安全を確保するため、幹線道路を中心に歩道を設け、歩車分離を進める。
- ・ 集落と集落を結ぶ道路の改良を進め、快適性の向上と安全性の確保をめざす。
- ・ 地域住民との協力の下、効率的な維持・管理体制を構築する。

#### (イ)交通

- ・ 公共交通事業者と協力して、生活路線である路線バス利用者の増加を図り、その維持と存続による住民の交通手段の確保に努める。
- ・ 公共交通事業者と協力して、高速バスの定期券や回数券等の共通利用化と島内間での乗降フリー化等、利便性向上に向けた検討を進める。
- ・ 高速バス停及びターミナル施設等の広域結節拠点の整備・充実等を図る。
- ・ 公共交通空白地における自主運行バスの導入及び拡充、スクールバス一般混乗化等の取組を進める。
- ・ 低床車両やバリアフリー化車両の導入へ向けた取組を進める。
- ・ 阪神間への日常生活に係る移動手段の確保と観光交流人口の増加を図る施策として、本市と神戸市間を結ぶ交通アクセスの充実を図る。
- ・ 公共交通事業者と協力して、高速バスでの積み残し問題を解消する。
- ・ 市民の利便性の向上と危機管理体制の確保の観点から海上交通を維持するため、明石海峡航路に旅客船兼自動車渡船(125cc 以下のバイクを搭載)を運航する。
- ・ 駐車場利用者の利便性の向上を図るため、バリアフリー化、照明等の充実をはじめ、駐車容量が不足している駐車場の拡張やアクセス道路整備など、駐車場の適正な整備拡充を行う。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう その他	虚空蔵1・2号線道路改良 L=540m W=5.0m	淡路市	
		小井柏原線道路改良 L=50m W=4.0m	淡路市	
		岡山線道路改良 L=250m W=4.0m	淡路市	
		横田2・3号線道路改良 L=300m W=4.0m	淡路市	
		池森1号線道路改良 L=200m W=4.0m	淡路市	
		大町五色線道路改良 L=900m W=4.0m	淡路市	
		城田2号線道路改良 L=1,200m W=4.0m	淡路市	
		塩尾住吉線道路改良 L=150m W=4.0m	淡路市	
		塩田撫線道路改良 L=650m W=4.0m	淡路市	
		撫海平線道路改良 L=400m W=4.0m	淡路市	
		伊勢ノ森1号線道路改良 L=200m W=4.0m	淡路市	
		御所西谷線道路改良 L=200m W=4.0m	淡路市	
		薄木佐古2号線道路改良 L=150m W=4.0m	淡路市	
		谷中2号線道路改良 L=500m W=4.0m	淡路市	
		大谷ダム線道路改良 L=125m W=4.0m	淡路市	
		砂連尾長谷線新設 L=400m W=7.0m	淡路市	
		松山線道路改良 L=1,200m W=7.0m	淡路市	
		石田常隆寺2号線道路改良 L=700m W=7.0m	淡路市	
		大坪線道路改良 L=1,090m W=7.0m	淡路市	
		大坪1号線道路改良 L=400m W=7.0m	淡路市	
		常盤ダム舟木線新設 L=1,800m W=11.0m	淡路市	
		畠線道路改良 L=1,370m W=7.0m	淡路市	
		浅野南線道路改良 L=2,288m W=7.0m	淡路市	
		斗ノ内線道路改良 L=1,900m W=7.0m	淡路市	

	育波横道 2号線新設 L=300m W=11.0m	淡路市	
	浅野南桐ノ木河内線道路改良 L=600m W=7.0m	淡路市	
	平川柳沢 1号線道路改良 L=2,315m W=7.0m	淡路市	
	小糸谷線道路改良 L=645m W=7.0m	淡路市	
	糸谷平川線道路改良 L=790m W=7.0m	淡路市	
	遠田東山寺長沢線道路改良 L=750m W=5.0m	淡路市	
	経の尾 1号線道路改良 L=1,300m W=7.0m	淡路市	
	中島郡家線歩道整備 L=2,300m W=7.0+3.5m	淡路市	
	小田山田原線道路改良 L=100m W=5.0m	淡路市	
	宮前平松線道路改良 L=150m W=5.0m	淡路市	
	奥楠本線道路改良 L=450m W=5.0m	淡路市	
	久留麻楠本線道路改良 L=150m W=5.0m	淡路市	
	一里塚並松線道路改良 L=150m W=5.0m	淡路市	
	並松 6号線道路改良 L=180m W=5.0m	淡路市	
	大磯飛長線道路改良 L=800m W=5.0m	淡路市	
	高塚横山線道路改良 L=800m W=5.0m	淡路市	
	萱野佃線道路改良 L=600m W=5.0m	淡路市	
	下原上畠線道路改良 L=150m W=5.4m	淡路市	
	湊山 1号線道路改良 L=150m W=5.5m	淡路市	
	跨道橋耐震補強補修事業 (23か所)	淡路市	
	交通安全対策事業 ガードレール、カーブミラー設置	淡路市	
	橋梁長寿命化補修工事	淡路市	
	皿池西線道路改良工事 L=170m	淡路市	
	谷田学校 2号線道路改良工事 L=130m	淡路市	
	岡田誕生川線道路改良工事 L=390m	淡路市	
	畑三畠線道路改良工事 L=750m	淡路市	
	王子西山線道路改良工事 L=1,400m	淡路市	

	大和線道路改良工事 L=960m	淡路市	
	興隆寺西側線道路改良工事 L=2,100m	淡路市	
	岡山線道路改良工事 L=4,100m	淡路市	
	岩屋線道路改良工事 L=380m	淡路市	
	摩耶中道線道路改良 L=400m	淡路市	
	国際公園中央線道路改良 L=100m	淡路市	
	大谷倉尾環状線道路改良 L=550m	淡路市	
	東谷線道路改良 L=700m	淡路市	
	郡家川辺線道路改良 L=100m	淡路市	
(7)渡船施設 渡船 係留施設	明石海峡航路旅客船兼自動車渡船 更新事業	淡路市	
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他 基金積立	南部生活観光バス路線拡大事業	淡路市	
	道路愛護事業 ボランティアによる道路清掃	淡路市	
	バス待合環境整備事業	淡路市	
	コミュニティバス運行事業	淡路市	
	地方バス路線維持費補助金	淡路市	
	海上交通助成事業	淡路市	
	道路パトロール事業	淡路市	
	市道維持事業	淡路市	
	古道観光道路維持事業	淡路市	
(10)その他	過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	
	市営駐車場有料化整備事業	淡路市	

#### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備に当たっては、「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

なお、「淡路市公共施設等総合管理計画」において、道路・橋梁・トンネル・附属物等のインフラ資産については、今後、施設の老朽化が急速に進行することが予測され、近い将来、更新費用が増大することが見込まれるため、損傷が大きくなつてから対策する「事後保全」から損傷が顕在化する前に修繕を行う「予防保全」に転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図る。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### (ア) 水道施設

降水量が少なく、大規模な河川のない淡路島では、水道水の確保は非常に重要な課題であった。本市域においても、古くはため池、近代以降ではダムの整備などを行ってきたが、しばしば水不足が起こり、日常生活のみならず、基幹産業である農業にも大きな損害を与えてきた。しかし、平成 10 年の明石海峡大橋の開通に伴う本土導水の実現により、生活水の安定供給が実現し、現在の水道普及率は、ほぼ 100% を達成している。

平成 29 年 3 月には、中長期的な経営の基本計画である淡路広域水道企業団水道事業経営戦略を策定し、給水人口の減少や節水機器の普及等により、給水量は減少傾向を示しているが、一部の市域においては、観光需要の増加により水需要の増加がみられる。今後は、施設の計画的な維持・管理や、水源の確保、有収率の向上を図るとともに、本土導水を有効活用し、老朽化した施設・配管の更新・耐震化を推進し、引き続き、安心・安全で安定的な水道水の供給が求められている。

#### (イ) 生活排水処理施設

令和 6 年度末の生活排水処理率は 85.5%（県平均 99.2%）、下水道普及率は 64.9%（県平均 94.4%）といずれも年々増加しているが、県平均と比べると低い状況となっている。

生活排水処理率が県平均を下回る理由としては、生活環境の向上や市民の水質汚濁防止意識の高まりにより年々普及率は向上しているものの、下水道等事業の事業計画区域外では高齢化が著しいため単独浄化槽世帯やくみ取世帯での合併処理浄化槽への転換があまり進んでいないためと考えられる。また、下水道普及率も、本市の厳しい財政状況を踏まえ、污水管渠布設事業を抑制しているため、平成 19 年度以降の下水道普及率の伸びは鈍化しており、県平均と比べて低くなっている。

下水処理場及び管渠等の下水道施設では、日常生活や社会活動に多大な影響を与える事故や機能停止を未然に防ぐため、予防保全的な維持管理の徹底及び計画的な施設の更新が必要となる。

また、現状に合った生活排水処理計画を作成するとともに、下水道事業認可区域の見直しを行い、下水道事業等の集合処理と合併処理浄化槽設置事業により、地域特性を考慮した生活排水の適正処理を進める必要がある。

#### (ウ) 廃棄物処理施設

快適で潤いのある生活環境を創造するため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

特に、廃棄物の処理は、排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の残余量のひっ迫等、今日において、深刻な状況下にあるため、埋立てを中心とした処理方法から脱却し、ごみの発生抑制、再使用、再資源化等の分別収集を中心とした処理方法に転換することが課題である。

また、可燃物の焼却については、夕陽が丘クリーンセンターにおいて、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)等で規制されている環境基準に適合し、公害の発生しない高温焼却処理を行っているが、高度化する消費生活により排出される廃棄物は多様化する一方であり、これらに対応する施設の整備が必要となっている。そのため、現在島内3市で広域化による可燃ごみ処理施設の建設事業を実施し、熱エネルギーの効率的な回収を図るなど、循環型・低炭素社会への寄与に努めている。また、現在広域化している奥畠粗大ごみ処理場も築29年を経過しており、今後新可燃ごみ処理施設に併設することで、市民が利用しやすく経済的な施設運営を図る。それに加え、広域化による新可燃ごみ処理施設の建設に伴い、既存可燃ごみ処理施設である夕陽が丘クリーンセンター解体事業や、広域化している淡路広域行政事務組合所管の奥畠粗大ごみ処理場の解体事業についても今後進めていく。

#### (エ) 消防施設

本市は、平成7年の阪神・淡路大震災により未曾有の被害を受けたことを教訓にして、消防・救急体制の充実に努めてきた。本市の消防・救急体制として、淡路島全体を管轄する淡路広域消防事務組合により、岩屋分署、津名一宮分署、北淡出張所が設置されている。また、本市消防団は、24分団1,509人(令和7年4月1日現在)の消防団員で構成され、それらの連携によって本市の防災体制が維持されている。今後も、市域を統括する防災行政無線とJ-ALET等の防災機器との連携の整備に努めるとともに、老朽化した消防器具庫の改修や小型動力ポンプ付積載車の買い替え、消火栓の整備などを計画的に進めていくことが求められている。

また、女性消防団員や防災リーダー等の防火・防災啓発活動等の支援を行うことなどにより、自主防災組織等の育成や活動の活性化を図り、市民の地域防火・防災力の向上を促進することが必要となる。

#### (オ) 公営住宅

公営住宅については、住宅に困窮する低額所得者の市民に対して低廉な家賃で豊かな生活空間を提供するほか、若者の定住を促進するための重要な要素として整備を推進してきた。また、阪神・淡路大震災の被災者のための復興住宅の整備を行ってきた。令和6年度末現在、市内の公営住宅数は、市営住宅が1,631戸、県営住宅が345戸となっている。

公営住宅等長寿命化計画及び住生活基本計画に基づき、多様化する需要に対応できるよう公営住宅ストックの利活用を図るとともに、老朽化が進む公営住宅については計画的に改修し、集約していくことが求められている。

#### (カ)その他

- ・ 阪神・淡路大震災で被害を受けた地域では、住宅市街地総合整備事業、漁業集落環境整備事業や震災復興土地区画整理事業が実施され、一定の住環境水準の向上が図られたが、漁村集落特有の木造家屋が密集したまちの構造が残る地区については、防災面や住環境面で課題がある。
- ・ 災害時における広域的な防災拠点として整備された防災あんしんセンターと防災・救援拠点広場について、市民が親しみやすい施設としての有効活用が求められている。

### (2)その対策

#### (ア)水道施設

淡路広域水道企業団による現有水源の保全を図るとともに、本土導水を有効活用して、安定供給に努める。また、老朽化した施設・配管などの更新及び耐震化等を計画的に実施し、効率性の高い、安心・安全な水道水の供給を行う。

#### (イ)生活排水処理施設

本市の基本理念である「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の実現に向け、公共下水道等への接続に対する優遇措置を継続して実施することで、後年度の生活排水処理率の更なる向上をめざす。

また、下水道整備は厳しい財政事情を踏まえ事業費を抑制し、維持管理では包括的民間委託の導入、下水道使用料の改定など経営改善を実施する。加えて、認可区域の見直しを含めた地域の実情に沿った整備を行う。

下水道施設を安全で快適に利用するため、中長期的な施設の劣化進行の予測をしながら維持管理と改築や施設の更新を一体的に捉えて計画的・効率的に進めるため策定した「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を行うことにより、事故等の未然防止及びライフサイクルコストの縮減を図る。

### 生活排水処理率と下水道普及率の推移

(単位：人)

区分	生活排水 処理率	下水道 普及率	住基台帳 人口	生活排水処理人口		
				公共下水道	公共下水道 以外	その他
①	②	③	④	⑤	⑥	
平成26年度	81.1%	58.5%	46,142	26,983	10,450	8,709
平成27年度	81.6%	58.6%	45,556	26,671	10,507	8,378
平成28年度	82.2%	59.2%	45,053	26,668	10,369	8,016
平成29年度	83.3%	59.4%	44,485	26,405	10,658	7,422
平成30年度	83.2%	59.6%	43,734	26,053	10,342	7,339
令和元年度	83.6%	59.8%	43,253	25,854	10,291	7,108
令和2年度	83.9%	60.3%	42,986	25,897	10,181	6,908
令和3年度	84.2%	60.4%	42,511	25,675	10,132	6,704
令和4年度	84.7%	61.1%	42,190	25,775	9,961	6,454
令和5年度	85.2%	64.5%	41,560	26,876	8,595	6,179
令和6年度	85.5%	64.9%	41,056	26,644	8,474	5,938

※1 ①生活排水処理率=(④公共下水道+⑤公共下水道以外)÷③住基台帳人口

※2 ②下水道普及率=④公共下水道÷③住基台帳人口

※3 ⑤公共以外：農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業、合併処理浄化槽  
利用者

※4 ⑥その他：単独処理浄化槽及び汲み取り便槽利用者

※5 令和5年度に農業集落排水事業を公共下水道事業に統合

### (ウ) 廃棄物処理施設

- 再資源化に向けた分別収集の取組を徹底するとともに、リサイクル施設を整備するなど、制度・施設の両面で循環型社会の実現に向けた取組を強化する。
- ごみ処理の広域化を図り、高度なごみ処理技術を導入し、生活環境の保全やリサイクルを推進し、かつ、効率的なごみ処理体制を整備していく。

### (エ) 消防施設

- 市内の常備消防力を高める施策を、淡路広域消防事務組合を通じて推進する。
- 各地における消防団の組織力や能力を強化し、初期消火、防災活動における対応を行う。
- 消防団詰所、消防自動車、消防機器や備蓄倉庫など、消防施設の充実に努める。
- 女性消防団員や防災リーダー等への支援などを通じて、自主防災組織等の育成や活性化を行う。

#### (オ)公営住宅

- ・ 多様化する市民ニーズに対応した住宅の供給を行う。
- ・ 老朽化が進む公営住宅については、計画的な改修・集約事業を推進する。
- ・ 用途廃止予定住宅の除却を行う。

#### (カ)その他

- ・ 都市づくりに対する機運が高まった地区においては、住民による土地利用計画の策定への支援や地区計画の策定などにより、地域特性に応じた良好な土地利用を誘導する。
- ・ 地域防災拠点の有効活用を図る。
- ・ 都市計画マスタープランに基づき、調和の取れた土地利用を推進する。
- ・ 防災マップや地域防災計画、国民保護計画を適時見直し、地域住民の安心・安全の確保に努める。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2)生活排水処理施設 公共下水道施設 地域し尿処理施設 その他	汚水管渠布設事業 下水処理施設整備・更新事業 浄化槽設置事業	淡路市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	可燃ごみ処理施設建設事業	淡路広域行政事務組合	
		可燃ごみ処理施設解体事業	淡路市	淡路広域行政事務組合
		粗大ごみ処理施設建設事業	淡路広域行政事務組合	
		粗大ごみ処理施設解体事業	淡路広域行政事務組合	
	(5)消防施設	小型動力ポンプ積載車	淡路市	
		消防ポンプ自動車	淡路市	
		小型動力ポンプ	淡路市	
		防火水槽	淡路市	
		消火栓設置	淡路市	
		備蓄倉庫	淡路市	
		消防団詰所	淡路市	
		消防用資材整備	淡路市	
	(6)公営住宅	公共下水道接続事業	淡路市	

		用途廃止住宅解体事業	淡路市	
		市営住宅改修事業	淡路市	
		市営住宅管理事業	淡路市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活 環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他 基金積立	合併処理浄化槽設置補助金	淡路市	
		防災マップ(改訂版)	淡路市	
		地域防災計画(改訂版)	淡路市	
		国民保護計画(改訂版)	淡路市	
		業務継続計画(改訂版)	淡路市	
		防災訓練	淡路市	
		耐震化促進事業	淡路市	
		河川環境整備事業	淡路市	
		公園管理事業	淡路市	
		照明灯(公園)LED化事業	淡路市	
		港湾公園管理事業	淡路市	
		空き家対策関連事業	淡路市	
		防犯灯設置及び維持経費	淡路市	
		災害用備蓄品	淡路市	
		法定外公共物管理事業	淡路市	
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	
	(8)その他	住宅市街地総合整備事業 育波地区 A=12.95ha、室津地区 A=10.74ha	淡路市	
		地籍調査事業	淡路市	
		野田尾本村地区排水路防災対策	淡路市	
		浸水対策事業	淡路市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備に当たっては、「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健並びに福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### (ア) 高齢者福祉

本市では、生産年齢人口の市外への流出が著しく、本市の人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は、令和2年度の国勢調査の結果では38.9%と、全国平均を大きく上回る状況となっている。また、今後も高齢化率の上昇は予測されており、生活様式が多様化する現代社会において、高齢者が安心して住み続けられるまちづくりの構築が、本市の活力を維持するためには不可欠である。

このような状況の下、これまでの高齢者保健福祉施策の成果を踏まえ、「高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が心身ともに健康で、生きがいをもち、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会をめざすため、同計画の基本理念に、「健康で安心して住み続けられるまちを目指して—幸せになる力を引き出し育むまち—」を掲げている。そして、基本目標に、(1)「受けとめてつなげます より身近な地域包括ケアシステムによる共生社会実現」、(2)「活躍を支援します 高齢者が活躍できる共助支援体制の整備」、(3)「幸せな時間を長くします 健康寿命の延伸実現」を掲げ、その推進を図る。

健康づくりについては、「健康淡路21計画(第3次)」に基づき、一人一人が健やかでこころ豊かなまち淡路を基本理念に、健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざす。

また、介護保険制度においては、在宅重視や介護予防の視点からの施策が色濃く打ち出されている。それに伴い、平成18年度に創設した地域包括支援センターを核として、要介護状態になる前の高齢者に対して、事前に予防対策を取る方針を示した。住み慣れた地域での生活を希望する要介護者が増えてきていることから、各種介護保険サービスの整備をするとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅でもきめ細かく、多様なサービスを提供するためのシステムづくりが必要となっている。

一方、これまでのような、行政や民間事業者が、直接サービスを提供する方式だけではなく、地域のコミュニティも一体となった福祉活動を行うための拠点づくりや運営支援が求められている。

このほか、ユニバーサルデザインの推進や住宅改造への補助など、高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりを行う必要がある。

#### (イ) 子育て環境の確保

少子化傾向が進む中、若者の市外への流出などにより、本市の出生率や子どもの数の減少が続いている。公立保育所は、平成19年から「淡路市保育所等適正規模推進計画」に基づき、再編を含めた保育所等の整備、教育・保育内容の充実を図り、令和7年4月1日現在、市内には、5か所の市立保育所(園)と3か所の市立認定こども園、

2か所の私立保育園と2か所の私立認定こども園、2か所の私立事業所内保育所が運営している。

入所児童は、出産後、早期に職場復帰する傾向から低年齢化し、保育ニーズは高くなっている。また、核家族化や就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援事業計画に基づく各種施策を推進し、安心して子育てができる環境づくりが求められている。併せて、老朽化施設の安全性の確保と機能強化を図っていく必要がある。

引き続き、施設の適正化を図りながら、ハード及びソフト両面での充実並びに保護者の幼児教育のニーズに対応し、子どもたちの育ちの環境の向上をめざす取組として、教育・保育を提供できる体制整備を推進する必要がある。

子どもの安全な居場所の確保をすることが重要であり、また、育児相談や健診の充実、育児の不安や親子の孤立を解消する様々な交流や相談活動を充実させるなど、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努めることも課題となっている。

地域全体が、子どもたちの成長を見守る中で、子どもを安心して産み育てることができ、多様なニーズに対応する保育サービスの提供や支え合いによる子育ての負担軽減を図るため、放課後児童の健全育成事業の充実や、地域ぐるみで子育てをするシステムを構築することが求められている。

#### ■本市内の学童保育名称・開設場所一覧

施設名	定員	所在
学童保育 塩田	35	塩田小学校内専用施設
学童保育 志筑	120	志筑小学校隣接地専用施設
学童保育 志筑第2		
学童保育 中田	50	中田小学校敷地内専用施設
学童保育 津名東	60	津名東小学校敷地内専用施設
学童保育 大町	60	大町小学校敷地内専用施設
学童保育 石屋	60	石屋小学校敷地内専用施設
学童保育 北淡	70	北淡小学校隣接地専用施設
学童保育 一宮	100	一宮小学校内専用施設
学童保育 学習	100	子育て支援センター内
学童保育 浦	80	浦小学校内専用施設

#### (ウ)障がい者福祉

本市では、「助け合い 支え合い 暮らしを共感することができるまちの実現を目指して」を基本理念とする「第4次淡路市障がい者基本計画」と、その実施計画であ

る「第7期淡路市障がい福祉計画・第3期淡路市障がい児福祉計画」を策定し、関係団体や事業所、地域住民と共に全ての人にとって安らぎと生きがいのある地域社会をめざす取組を進めている。

障がいの重度化やニーズの多様化が進む中、障がいのある人の生活実態やニーズを踏まえたサービス基盤の整備が必要である。

## (2) その対策

### (ア) 高齢者福祉

- ・ 高齢者が地域住民との交流を深めながら、福祉サービスを受けることのできる体制を維持する。
- ・ 健康診査や各種がん検診等を実施し、病気の早期発見、早期治療を行い、重症化予防につとめる。健康相談、健康教育を通して、市民が健康に対する興味、関心を高めるための啓発活動を推進する。
- ・ 介護保険を利用した介護サービスを円滑に受けけるためのサービスの拡充と人材の確保、養成を行う。
- ・ 高齢者を対象としたスポーツやレクリエーション活動、健康教育、健康相談を実施し、介護予防に努めるとともに、高齢者が生きがいを持って、健康で社会に参画できるための施策を講じる。
- ・ 高齢者が安心して住み慣れた自宅で暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される体制の構築を推進する。
- ・ 地域福祉に向けたコミュニティ活動に対する支援を行う。

### (イ) 子育て環境の確保

- ・ 施設の充実を図り、子どもたちの豊かな心を育み、健やかに成長できる環境づくりを創出する。
- ・ 延長保育、低年齢児保育、一時保育など、多様化する保育ニーズに対応するため、保育メニューの充実・拡充を図る。
- ・ 育児相談体制や保護者同士の交流の機会を設けるなど、子育てに関する不安を減少させるための施策を拡充する。
- ・ 放課後児童健全育成事業の充実を図る。
- ・ 育児相談や健診の充実。
- ・ 令和6年度に策定した「新設こども園基本構想・基本計画」及び関連計画に基づき、児童数が減少し、施設の老朽化が進んでいる地域における保育施設の適正規模・適正配置に向けた再編を行い、安心・安全な保育環境の整備と保育サービスの更なる充実を図る。

### (ウ)障がい者福祉

- ・ 障がいのある人への自立と社会参加への支援
- ・ 自らの生活を自らの意思で選択・決定する主体性・選択性の尊重
- ・ 地域資源の活用とともに、住民の主体的な支え合いの育み

### (3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他 基金積立	高齢者祝福記念品贈呈事業	淡路市	
		外出支援サービス事業	淡路市	
		軽度生活援助事業	淡路市	
		福祉タクシー等利用助成事業	淡路市	
		人生いきいき住宅助成事業	淡路市	
		老人クラブ助成及び活動強化推進事業	淡路市	
		老人保護措置費	淡路市	
		高齢者補聴器購入助成事業	淡路市	
		一般介護予防事業	淡路市	
		在宅介護支援センター運営事業	淡路市	
		家族介護教室	淡路市	
		家族介護者交流事業	淡路市	
		介護用品支給事業	淡路市	
		「食」の自立支援事業	淡路市	
		高齢者住宅等安心確保事業	淡路市	
		認知症初期集中支援推進事業	淡路市	
		認知症地域支援・ケア向上事業	淡路市	
		生活支援体制整備事業	淡路市	
		保育所児童保護運営費	淡路市	
		地域型保育給付費	淡路市	
		施設型給付費	淡路市	
		子育てのための施設等利用給付費	淡路市	
		障害者支援業務委託	淡路市	

	療育事業委託	淡路市	
	児童福祉施設修繕事業	淡路市	
	福祉医療助成事業	淡路市	
	放課後児童健全育成事業	淡路市	
	過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	
(9)その他	放課後児童クラブ施設建設(学童保育)	淡路市	
	新設こども園建設事業	淡路市	

#### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

「淡路市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備に当たっては「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

高齢化社会の進行とともに、医療に対するニーズが拡大することが予想される。このため、合併によって広域化した本市では、医療サービスの効率化、多様化、高度化が求められる。一方で、健康寿命を高めることで医療を必要としない健康な市民を増やすことが重要であり、保健、福祉分野と連携した総合的な施策の推進が必要となっている。

令和7年において、市内には、病院が3か所(病床数：523床)、一般診療所は35か所(うち市立2か所)、歯科診療所が21か所あり、また、初期救急医療体制として、淡路市休日応急診療所がある。しかし、三次救急に対応する病院がないため、洲本市にある県立淡路医療センターとの連携を進める必要がある。

また、市民の安心・安全を守るため、島内の小児科開業医による夜間の小児在宅輪番制診療を継続し、今後も小児救急体制の維持に努める必要がある。さらに、本市が運営する国保診療所における医師の人材難が深刻なため、兵庫県への派遣医師の要請や指定管理者制度の導入、民間運営などの様々な方法を検討して、地域医療を確保するとともに、巡回医療の実施、また、産科医の確保が喫緊の課題となっていることから関係機関と連携しながら、市民が安心して生活できる環境づくりが必要である。

### (2) その対策

- 本市が運営する国保診療所の施設や機器の更新を行うとともに、民間医療機関及び周辺の総合病院との連携の下、地域医療サービスの充実を図る。
- 休日、夜間における診療など、緊急時における医療体制の構築に努める。
- 医師及び産科医、看護師、保健師、理学療法士など、医療に従事する人材の確保に努める。
- 巡回医療の実施など、在宅医療サービスを充実させ、医療施設から離れた地区における安定した医療サービスの提供をめざす。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院 診療所 患者輸送車(艇) その他	医療機関整備事業	淡路市	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院 民間病院 その他 基金積立	小児夜間救急診療業務	淡路市	
		公的病院支援事業	淡路市	
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

「淡路市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備に当たっては「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### (ア) 学校教育

過疎化が進む本市では、小中学校の児童数の減少が顕著であり、令和7年5月1日現在、小学校が11校、109学級、児童数1,862人、中学校は5校、41学級、生徒数984人となっている。合併以降、令和7年4月までに13校を閉校した。

過疎化も含め、人口構造の変化や価値観の多様化、技術革新や情報化、あるいはグローバル化や環境の変化等、将来予測が困難な社会を見据えた教育の在り方が求められている。

新たな教育観、多様な教育ニーズに対応できる教職員の育成と環境整備が必要である。また、学校を地域に開かれたものとし、学校と地域がこれまで以上に意識的に連携して子ども達を育む体制づくりや、多様な学校課題に対応するための組織づくりが必要である。

加えて、家庭環境によらず、安心して就学し、学校生活が送れるよう、経済的な支援を社会状況に合わせながら行い、「一人一人の可能性を信じて、児童生徒に寄り添うあたたかい教育」をめざし、生きる力を育む教育と安全・安心な学校づくりを推進していく必要がある。

また、幼児期の教育・保育については、学校教育担当課との連携を密にし、教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言を受け、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供体制の整備が必要となる。

あわせて、保育所・認定こども園等との連携を強化し、それぞれの機能を生かした幼児期の教育・保育の充実に努め、保育所・認定こども園から小学校への円滑な移行が進むよう連携を図っていく。

## ■市内の小学校の状況

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1年	学校数	22	19	19	19	19	17	17	15	13
	学級数	21	22	22	21	20	18	16	17	15
2年	児童数	363	363	322	360	304	376	341	328	315
	学級数	21	19	21	18	19	16	18	15	16
3年	児童数	400	365	364	318	363	306	374	342	331
	学級数	20	20	19	17	17	18	16	18	15
4年	児童数	384	400	366	365	320	369	304	374	342
	学級数	20	21	21	18	18	17	16	15	17
5年	児童数	390	381	404	359	365	321	370	301	370
	学級数	20	19	19	19	18	18	16	17	14
6年	児童数	440	387	380	407	358	367	320	367	306
	学級数	21	20	19	19	21	17	19	14	15
	児童数	402	441	388	380	407	363	372	318	371
	複式学級数	12	4	4	8	7	6	5	3	2
	特別支援学級	22	25	25	30	27	29	28	31	28
	合計	157	150	150	150	147	139	134	130	122
	学級数	2,379	2,337	2,224	2,189	2,117	2,102	2,081	2,030	2,035
	児童数									

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1年	学校数	12	11	11	11	11	11	11	11
	学級数	17	13	15	16	13	15	14	13
2年	児童数	353	311	310	345	325	317	293	258
	学級数	15	17	13	15	16	13	14	14
3年	児童数	316	356	310	312	351	329	317	289
	学級数	15	14	16	13	15	16	13	15
4年	児童数	329	315	359	317	313	352	333	317
	学級数	15	15	14	16	13	15	16	13
5年	児童数	343	328	315	360	323	314	352	331
	学級数	14	15	15	14	15	13	15	16
6年	児童数	374	342	327	318	361	326	315	349
	学級数	13	14	15	15	14	16	13	15
	児童数	305	374	343	330	322	362	326	318
	複式学級数	1	0	0	0	0	0	0	0
	特別支援学級	24	24	23	22	20	22	23	23
	合計	114	112	111	111	106	110	108	109
	学級数	2,020	2,026	1,964	1,982	1,995	2,000	1,936	1,862
	児童数								

## ■市内の中学校の状況

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1年	学校数	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	学級数	13	12	12	12	11	13	10	11	10
2年	生徒数	415	393	430	382	369	393	353	360	308
	学級数	12	13	12	12	12	11	13	10	11
3年	生徒数	400	412	391	430	382	374	397	353	363
	学級数	13	12	13	12	12	12	11	13	10
	生徒数	430	402	411	391	429	388	373	396	355
	特別支援級数	11	8	11	11	10	9	11	11	10
	学級数	49	45	48	47	45	45	45	45	41
	生徒数	1,245	1,207	1,232	1,203	1,180	1,155	1,123	1,109	1,026

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1年	学校数	5	5	5	5	5	5	5	5
	学級数	11	10	12	9	10	10	11	10
2年	生徒数	358	300	355	325	318	315	355	314
	学級数	10	11	9	12	9	10	11	12
3年	生徒数	309	357	297	361	325	316	315	352
	学級数	11	10	11	10	12	10	10	10
	生徒数	364	310	353	299	363	331	317	318
	特別支援級数	11	12	11	10	11	12	11	9
	学級数	43	43	43	41	42	42	43	41
	生徒数	1,031	967	1,005	985	1,006	962	987	984

#### (イ)集会施設、体育施設等

NPO活動やボランティア活動など、多様化する社会活動の拠点として、コミュニティセンターが果たす役割は重要性を増している。このため、市民の活動実態、利用状況に即した施設整備が求められている。また、生涯学習ニーズの多様化に伴い、地域の生涯学習の中心施設である公民館設備の充実を図ることが必要となっている。

さらに、市内にある県立淡路景観園芸学校や関西総合リハビリテーション専門学校、関西看護医療大学との連携を深めることにより、講座内容の充実を図るなど、質・量ともに充実した生涯学習の提供が期待されている。

地域における日常的な文化活動と交流活動の拠点の整備・充実を図るとともに、市民が利用しやすい、利便性の高い文化施設の効果的で効率的な管理・運営のためのネットワークの構築に努めることが求められており、市民の健康増進、交流の場としての、体育施設の充実に努めることも重要である。

### (2)その対策

#### (ア)学校教育

- ・ 「ふるさと淡路を創る未来に輝く人づくり」を基本理念に将来を見通すことが困難な社会情勢の変化に対応する力を育てる。
- ・ 「教育研究活動活性化事業」の更なる進展として、令和6年度までの「あいプロジェクト事業」、「学びイノベーション事業」を「あいプロジェクト事業」、「ミライコネクトプロジェクト事業」として継承・発展に取り組み、授業研究や教育課題の解決、小中一貫教育の充実、タブレット端末等を活用した学びの改革を推進する。
- ・ 学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会制度(コミュニティスクール)」の導入を進める。
- ・ 「兵庫型体験学習」を通じて、ふるさとに親しみ、地元の自然や歴史、文化に触れることで、地域への愛着心や貢献意識を高めるとともに、実体験を通じて学ぶ力を養う。
- ・ 様々な学校課題に対し、関係機関との連携強化と専門性のある人材や、地域人材等を積極的に活用し、組織的対応を充実させる。
- ・ 経済的理由等により就学が困難な児童生徒が安心して就学し、学校生活が送れるよう、適切な運用と充実を図る。

#### (イ)集会施設、体育施設等

- ・ 地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの機能充実に向けた施策を積極的に行う。
- ・ 生涯学習の拠点としての公民館施設の充実に努めるとともに、県立淡路景

観園芸学校や津名地区の関西総合リハビリテーション専門学校、関西看護医療大学などとも協力し、特色のある講座を実施する。

- ・ 社会教育施設間のネットワークの充実を図り、市民の多様なニーズに対応したサービスの提供を効率的に行う。

### (3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール スクールバス 給食施設 その他	市内小学校校舎改修工事 市内中学校校舎改修工事 志筑小学校校舎等新築工事 学習小学校校舎新築等工事 岩屋中学校校舎大規模改造工事 市内小学校屋内体育館改修工事 市内中学校屋内体育館改修工事 市内小学校屋内体育館新築工事 給食センター施設改修事業	淡路市	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	社会体育施設改修工事 東浦図書館施設整備事業 津名公民館エレベータ改修工事、設計監理 一宮公民館エレベータ改修工事、設計監理 北淡センター解体工事、設計監理 志筑公民館空調設備改修工事 中田公民館改修工事、設計監理 社会教育施設(公民館等)改修工事 仁井公民館改修工事、設計監理 長沢公民館改修工事、設計監理 しづかホール施設改修工事 サンシャインホール施設改修工事 北淡市民体育館新築工事	淡路市	

	北淡震災記念公園整備事業	淡路市	
(4)過疎地域持続的 発展特別事業	スクールバス運行委託事業	淡路市	
幼児教育	でいプロジェクト事業	淡路市	
義務教育	総合的な学習の時間等に係る助成(小学校)	淡路市	
高等学校	総合的な学習の時間等に係る助成(中学校)	淡路市	
生涯学習・スポー ツ	特別支援教育支援員の配置	淡路市	
その他 基金積立	医療行為の必要な児童生徒に係 る看護師の配置	淡路市	
	外国青年招致事業	淡路市	
	適応教室の設置(青少年センタ ー)	淡路市	
	図書館配達サービス構築事業	淡路市	
	文化ホール維持管理事業	淡路市	
	教育施設修繕事業	淡路市	
	タブレット活用教育推進事業(I CT教育を取り入れた先進的授 業)	淡路市	
	夜間中学就学支援事業	淡路市	
	国際交流推進事業	淡路市	
	淡路国生みマラソン全国大会	実行委員会	
	過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

#### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備に当たっては「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

なお、「淡路市公共施設等総合管理計画」において、学校教育系施設については、「学校再編推進計画」に基づき基幹校への改築・改修に係る予算の集中を図ると同時に、基幹校以外の学校施設の改修等に係る予算も必要になるため、計画的に施設の維持管理等を行っていくことが必要である。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市で進行している若年層の流出の原因は、働く場所の不足に加え、生活環境の場としても、若年層のニーズに十分に応えられるものではないことが挙げられる。結果として、高齢化が進み、一部では、集落そのものが存続の危機に直面している。生産年齢人口の減少に歯止めを掛けるため、定住促進のための条件整備を行い、また、京阪神地区で働く人たちに対し、通勤圏内でありながら豊かな自然に囲まれているという魅力をアピールすることで、新たな定住者の発掘につなげる必要がある。

また、コロナ禍において働き方の変化が進む中で、京阪神地区以外からの移住も増えつつあり、安心安全に暮らせる環境づくりを進める必要がある。

若者の定住を促進し、高齢者が安心して、地域内で生きがいを持って生活できる場の確保には、災害対策や日常生活充実のための基盤整備を積極的に進めるとともに、コミュニティづくりへの支援も不可欠となる。

### (2) その対策

- ・ 未利用地を整備するなど、自然と都市的生活が融合した魅力ある住環境づくりを行い、若者の定住を促進する。
- ・ 生活道路の整備及び充実、上下水道、情報基盤の整備など、集落機能の充実を図るとともに、地域活動への支援を行うなど、市民が安心して生活を送ることのできる環境整備を推進する。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備基金積立	町内会活動助成	淡路市	
		集会所施設修繕事業	淡路市	
		地域振興対策事業補助金(野田尾地区等)	淡路市	
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「淡路市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備に当たっては「淡路市公共施設等総合管理計画」と「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

## 1.1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本市では、多様な歴史文化遺産が地域の営みの中で育まれ、受け継がれてきている。平成27年度の『淡路市歴史文化基本構想』の策定をはじめとして、日本遺産事業や舟木遺跡の国史跡指定など、歴史文化を生かした取組を積極的に進めてきた。しかしながら、人口減少や生活様式の変化などの社会的背景の中で、依然として多くの歴史文化遺産が保存・継承の危機にあり、地域に点在する歴史文化遺産を地域の活性化や観光資源として十分に生かしきれていない地域があることが課題となっている。このような歴史文化遺産が抱える課題を、多様な分野・主体の連携により、地域が主体となって歴史文化を守り伝えていくための人づくり・まちづくりを進め、地域の歴史文化を着実に継承していくための持続可能な仕組みづくりにより、歴史文化を生かしたまちづくりを効率的かつ効果的に推進する必要がある。そのような状況を鑑み、令和3年には、歴史文化遺産の保存・活用に関する長期的な方向性を定めるマスタープランであり、具体的な事業を計画するアクションプランとなる『淡路市文化財保存活用地域計画』を策定している。

### (2) その対策

- ・ 基本理念 淡路市固有の歴史文化の価値を共有し、市民、行政、専門家等が協働して守り、育み、その魅力に磨きをかけて、まちづくりに活かしていく。
- ・ 基本方針1 歴史文化を活かしたまちづくりのための基盤をつくる。
- ・ 基本方針2 歴史文化の価値を「守り、伝える」。
- ・ 基本方針3 歴史文化の魅力を地域活力の向上に「活かす」。

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.0 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	文化財総合拠点施設整備事業	淡路市	
		五斗長垣内遺跡史跡公園維持管理事業	淡路市	
		史跡徳島藩松帆台場跡保存整備事業	淡路市	
		県指定文化財原家住宅修繕事業	淡路市	
		指定文化財標識設置事業	淡路市	
		舟木遺跡保存整備事業	淡路市	
		野島断層補修管理事業	淡路市	
		陶芸館施設改修事業	淡路市	

	中浜稔猫美術館施設改修事業	淡路市	
(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興基金積立	舟木遺跡発掘調査事業	淡路市	
	西山・柳沢東地区遺跡発掘調査事業	淡路市	
	入野地区遺跡発掘調査事業	淡路市	
	市内遺跡調査報告書(既往調査分) 作成事業	淡路市	
	五斗長垣内遺跡管理活用事業	淡路市	
	史跡徳島藩松帆台場跡管理活用事業	淡路市	
	野島断層管理活用事業	淡路市	
	市内文化財総合調査事業	淡路市	
	淡路市文化財保存等補助事業	淡路市	
	文化財周知活用事業	淡路市	
	野島断層等文化財保存活用計画策定事業	淡路市	
	コウノトリ共生事業	淡路市	
	文化ホール維持管理事業	淡路市	
	淡路市総合文化祭	文化協会	
	過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

#### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

「淡路市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備に当たっては「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

## 1.2 再生可能エネルギーの利用の促進

### (1) 現況と問題点

本市では、平成28年度に自治体電力のエネルギー・マネジメントシステムの検討及び事業可能性調査を実施し、令和3年4月には、本市の第三セクターが地域新電力事業を開始した。本市は、所有するメガソーラーの電力を地域新電力事業者へ売電し、同事業者から公共施設の電力を購入することで、エネルギーの地産地消及び地域内での経済循環に取り組んでいる。

更なるエネルギーの地産地消のため、新たに再生可能エネルギーを創出し、地域新電力事業の電源として確保するなどの取組が必要である。

### (2) その対策

地域における脱炭素化の促進のため、次の取組を推進する。

- ・ 2050年カーボンゼロシティの表明
- ・ 地域と共生した再生可能エネルギーの創出
- ・ 再生可能エネルギーの普及促進
- ・ 竹等を活用したバイオマスエネルギーの検討
- ・ 地域新電力事業との連携

### (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立	再生可能エネルギー普及促進事業	淡路市	
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

### 1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

##### (ア) 人づくり、青少年の健全育成

- ・ IT社会の急速な発達やグローバル化に対応するための能力を、子どもたちに身に付けさせ、将来の多様な分野で活躍できる人材を育成するとともに、急速な情報機器の発達に伴うトラブルを防ぐためのリテラシーの習得が不可欠である。

##### (イ) 交流イベント

- ・ 人々が集い語らう様々な機会を通じて、市民の一体感を醸成し、更なる市政発展の気運を高めることが、今後も求められている。
- ・ 新型コロナウィルス感染症の収束後は、国内だけでなく、友好都市提携を結んだ海外の都市との連携を通して、観光客をターゲットとしたイベントも積極的に開催するなど、本市の魅力を外へ発信する仕組みづくりが必要である。

##### (ウ) 少子化対策

- ・ 晩婚化や女性の社会進出等により、ライフスタイルが多様化している。さらに、コロナ禍で働き方も大きく変化している。このような中で、子どもを産み育てるなどを地域全体で支え合い、子育てしやすい環境整備の充実と、子育てが経済的な負担とならないような施策の実施が求められている。

##### (エ) まちづくり

- ・ まちづくりに当たっては、本市の自然や歴史文化が市民生活の一部として愛されるだけではなく、観光客をも魅了して、地域の活性化に結び付けることが求められている。

#### (2) その対策

##### (ア) 人づくり、青少年の健全育成

- ・ 外国語をはじめとして、異文化を学ぶ機会を設け、国際理解を深める。
- ・ まちの美化活動や地域交流活動など、地域で子どもを育てるための環境整備を行う。

#### (イ)交流イベント

- ・ 全市規模のスポーツ、文化イベントを開催し、地域間理解を深める。
- ・ 全国的なスポーツイベントを開催し、市外の人たちに本市の魅力を発信する施策を講じる。

#### (ウ)少子化対策

- ・ 多子世帯保育料軽減事業、子育て支援・地域活性化事業など、子育てに対する経済的支援を行う。
- ・ 子育て学習センターなど、子育て支援活動を展開する。

#### (エ)まちづくり

- ・ 本市の自然、歴史が生活の中に溶け込み、観光客を魅了するまちづくりを行う。

#### (オ)その他

- ・ 住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための様々な過疎地域持続的発展事業の実施と併せて、地域医療の確保、定住促進、企業誘致、観光政策、少子高齢化対策、交通対策等の施策を講じるため、基金を創設し、所要額を積み立てる。

### (3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他 地域の持続的 発展に関し必 要な事項		青少年教育推進(青少年健全育成大 会)	淡路市	
		淡路市総合文化祭	文化協会	
		少子対策推進事業	淡路市	
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

「淡路市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備に当たっては「淡路市公共施設等総合管理計画」及び「淡路市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

## 1.4 過疎地域持続的発展特別事業一覧

### 事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等)
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立	移住相談窓口業務	淡路市	移住相談窓口を設け、移住希望者へ迅速な対応を図り、ニーズに応じた情報提供を行うことで定住の促進を図る。
		短期移住体験施設整備事業	淡路市	短期移住体験施設整備を図り、住環境を知ってもらうことで、定住人口の増加につなげる。
		移住促進空き家改修支援事業補助金	淡路市	空き家の有効活用とその解消を促進し、定住人口の増加及び地域活性化の促進を図る。
		移住支援事業補助金	淡路市	東京圏からの移住希望者をマッチングすることで、定住人口の増加につなげる。
		定住化促進奨励金	淡路市	通学の助成や居住の助成などを行い、定住促進を図る。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信 産業 観光 企業誘致 その他 基金積立	企業立地奨励金	淡路市	立地する企業を奨励し、産業の振興及び雇用の促進を図ることにより、定住人口等の増加につなげる。
		水利施設等保全高度化事業 北淡路3期地区	淡路市	大区画農地整備を行い、農業振興の発展を促進する。
		水利施設等保全高度化事業 北淡路4期地区	淡路市	大区画農地整備を行い、農業振興の発展を促進する。
		水利施設等保全高度化事業 北淡路5期地区	淡路市	大区画農地整備を行い、農業振興の発展を促進する。
		水利施設等保全高度化事業 生田畠地区(地形図作成)	淡路市	大区画農地整備を行い、農業振興の発展を促進する。
		水利施設等保全高度化事業 生田畠地区(集団化)	淡路市	大区画農地整備を行い、農業振興の発展を促進する。
		水利施設等保全高度化事業 生田畠地区(調査設計)	淡路市	大区画農地整備を行い、農業振興の発展を促進する。
		調査計画事業 淡路3(調査計画)	淡路市	ため池を改修することにより、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。
		調査計画事業 新池地区(谷)	淡路市	ため池を改修することにより、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。
		調査計画事業 立道下池地区	淡路市	ため池を改修することにより、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。
		調査計画事業 滝池地区	淡路市	ため池を改修することにより、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。
		調査計画事業 池ノ川池地区	淡路市	ため池を改修することにより、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。

	調査計画事業 淡路市ため池点検業務	淡路市	ため池の点検を行うことにより現況把握及び今後のため池管理等に役立て、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。
	調査計画事業 西山地区	淡路市	ため池を改修することにより、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業のうち防 災減災対策 五反田池地区(実施計画 策定)	淡路市	ため池を改修することにより、農業経営の安定化と下流域住民に安全安心な生活を実現する。
	多面的機能支払交付金 (農地維持・資源向上・ 長寿命化)	淡路市	農地・農業用水等資源の適切な保全と併せて、 施設の長寿命化の取組や水質・土壤等の高度な 保全活動を支援し、農業・農村の有する多面的 機能の維持・発揮を図る。
	栽培漁業中間育成事業	淡路市	水産物の安定供給を図るため、種苗放流(ヒラ メ・マダイ)、中間育成(クルマエビ)を行うこと により、本市の漁業振興を図る。
	水産多面的機能発揮対 策事業	市内漁協	漁業者が水産多面的機能発揮対策事業(海底耕う ん・施肥投入等)に取り組むことにより、海域の 栄養塩類を向上させ、本市の漁業振興につなげ る。
	農業近代化利子補給金	淡路市	意欲ある農業者が使用する制度資金につき利子 補給を行うことにより、農業者等の経営の近代化 を図り、本市の農業振興を図る。
	農業経営基盤強化利子 補給事業	淡路市	意欲ある農業者が使用する制度資金につき利子 補給を行うことにより、農業者等の経営基盤強 化を図り、本市の農業振興を図る。
	淡路市農業振興地域整 備計画書策定	淡路市	農業振興地域整備計画の策定により、必要な施 策の計画的な推進及び農業の健全な発展を図 る。
	新規就農者確保育成事 業補助	淡路市	Uターン就農者の経営分離による親元の収入減 少を補助することにより、新規就農者を確保 し、本市の農業振興を図る。
	がんばる農家応援事業 補助	淡路市	地域の担い手となる認定農業者及び新規就農者 に対し、経営基盤強化費用の一部を補助するこ とにより、耕作放棄地の解消及び地域農業の維 持発展を図る。
	ひょうごの花づくり推 進事業補助策定	農業協同 組合等	花き生産管理施設への助成を行い、品質の向上 及び産地の育成強化を図る。
	中山間地域等直接支払 交付金	淡路市	耕作放棄地の増加が懸念される中山間地域等に 対し補助することにより、耕作放棄地の解消及 び地域農業の維持確保を図る。
	鳥獣被害防止総合対策 事業	淡路市有 害鳥獣対 策協議会	有害鳥獣による農業被害の減少により、農業生 産意欲の継続、離農者の減少及び新規就農者の 確保を図る。
	育種系統牛保留事業補 助	淡路市	優良な繁殖和牛を自家保留することにより、優 良和牛の育種系統の保持を図る。
	但馬牛増頭推進事業補 助	淡路市	但馬牛の繁殖和牛を家畜市場で導入することに より、淡路ビーフのブランドの継承、畜産の振 興を図る。
	有害鳥獣駆除に係る事 業	淡路市	有害鳥獣による農業被害の減少により、農業生 産意欲の継続、離農者の減少及び新規就農者の 確保を図る。

	イノシシ被害防止事業補助	淡路市	有害鳥獣による農業被害の減少により、農業生産意欲の継続、離農者の減少及び新規就農者の確保を図る。
	漁業近代化利子補給金	淡路市	漁業近代化資金の利子補給を行うことにより、漁業者の経営継続に寄与する。
	農林漁業セーフティネット資金利子補給金	淡路市	災害等により資金繰りに支障を来している農漁業者が使用する制度資金につき利子補給を行うことにより、農漁業者の経営継続に寄与する。
	豊かな海づくり資金利子補給金	淡路市	災害等により経営に影響を受けた漁業者に対し、豊かな海づくり資金の利子補給を行うことにより、漁業者の経営継続に寄与する。
	線香協同組合振興活動事業補助	兵庫県線香協同組合	香りのまちとしての知名度の向上を図り、本市産業全体の活性化を促す。
	地域資源活用販路開拓支援事業補助	兵庫県線香協同組合	あわじ島の香司製品の海外での販路拡大を推進しながら、PR活動を継続的に実施することで、ブランド価値の向上と地域活性化を図る。
	商工業近代化資金利子補給	淡路市	商工業者等が融資を受けた施設、設備等の改善のために使用する制度資金につき利子補給を行うことにより、商工業者等の経営の近代化を図り、本市の商工業の振興を図る。
	商工会経営改善普及事業補助	淡路市	小規模事業者に対する経営改善普及事業及び総合的な商工業の振興発展を図る。
	観光事業共同経費負担金(淡路島観光圏事業負担金ほか)	(一社)淡路島観光協会等	本市では、特色ある教育の充実、企業誘致の積極的な推進と人口減少への対策、総合的観光施策の充実、少子対策、市民の安全・安心対策の5本柱を重点項目に掲げており、観光業が活性化することで、産業振興の活性化や誘客につながる。
	海水浴場管理・監視委託	淡路市	広く多くの人々に健全な海水浴場等を提供するため、本市の公衆の海水浴等の安全及び事故防止に努めることで、安全性の向上を図る。
	淡路島観光協会負担金	(一社)淡路島観光協会	本市では、特色ある教育の充実、企業誘致の積極的な推進と人口減少への対策、総合的観光施策の充実、少子対策、市民の安全・安心対策の5本柱を重点項目に掲げており、観光業が活性化することで、産業振興の活性化や誘客につなげる。
	淡路市観光イベント補助	実行委員会	本市では、特色ある教育の充実、企業誘致の積極的な推進と人口減少への対策、総合的観光施策の充実、少子対策、市民の安全・安心対策の5本柱を重点項目に掲げており、観光業が活性化することで、産業振興の活性化や誘客につなげる。
	世界的観光立島事業	淡路市	本市では、特色ある教育の充実、企業誘致の積極的な推進と人口減少への対策、総合的観光施策の充実、少子対策、市民の安全・安心対策の5本柱を重点項目に掲げており、観光業が活性化することで、産業振興の活性化や誘客につなげる。
	観光施設修繕事業	淡路市	市内の観光トイレについて、市民及び観光客が快適に利用できるよう施設の維持に努める。
	新規起業者支援事業	淡路市	創業開始する起業者に対してスタートアップ資金を助成し、地域の賑わい創出、市内空き店舗等の解消及び商工業全体の振興を図る。

		地域活性化商品券発行事業	淡路市商工会	低迷している個人消費の喚起策として、消費拡大と地域における商工業の振興及び経済の活性化を促進するため、本市商工会と連携して実施した、ふれあい商品券等の発行事業に対し補助金を交付し、市内における地域経済の活性化を推進する。
		地域活力増進事業	淡路市商工会	様々なツールを利用して、外部に魅力発信を行うことで、中小企業や地元商工団体の持つ地域資源・地域活力の増進を図る。
		中小企業雇用対策支援事業	淡路市商工会	地域経済の活性化に向け、地元就職や職場定着・人材確保の場とし、地域産業の振興に必要な人材育成を行う。
		中小企業振興対策事業	淡路市	中小企業・小規模企業の振興について、市や中小企業者等の役割を明確にすることで、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、地域産業及び地域経済の発展を促すことができる。
		松帆アンカレイジパーク運営事業	淡路市	公の施設の管理について、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供を行うことができる。
		東浦サンパーク施設運営事業	淡路市	公の施設の管理について、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供を行うことができる。
		パルシェ整備運営事業	淡路市	公の施設の管理について、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供を行うことができる。
		香りの公園運営事業	淡路市	公の施設の管理について、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供を行うことができる。
		北淡震災記念公園運営事業	淡路市	公の施設の管理について、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供を行うことができる。
		市内港湾管理事業	淡路市	港湾施設の維持管理を行うことで港湾及び生活環境を良好な状態に保ち、利用者を含めた市民の安全性を将来にわたって確保する。
		港湾環境整備事業	淡路市	港湾、海岸の環境美化を行うことで港湾、海岸及び生活環境を良好な状態に保ち、利用者を含めた市民の安全性や環境保全を将来にわたって確保する。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他 基金積立	南部生活観光バス路線拡大事業	淡路市	市民の日常生活を支える交通手段として、バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通要支援者の解消とともに、持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ。
		道路愛護事業 ボランティアによる道路清掃	淡路市	市民が自主的及び主体的に行う道路愛護作業を推進することで、道路を良好な状態に保ち、道路沿線の環境美化の実現を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ。

		バス待合環境整備事業	淡路市	市民の日常生活を支える交通手段として、バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通要支援者の解消とともに、持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ。
		コミュニティバス運行事業	淡路市	市民の日常生活を支える交通手段として、バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通要支援者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ。
		地方バス路線維持費補助金	淡路市	市民の日常生活を支える交通手段として、バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通要支援者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ。
		海上交通助成事業	淡路市	市民の日常生活を支える交通手段として、海上交通の安定的な運行を確保することにより、持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ。
		道路パトロール事業	淡路市	市道のパトロールを行うことで道路を良好な状態に保ち、道路通行者の交通の安全性を将来にわたって確保する。
		市道維持事業	淡路市	市道の維持修繕を行うことで道路を良好な状態に保ち、道路通行者の交通の安全性を将来にわたって確保する。
		古道観光道路維持事業	淡路市	古道観光道路の維持修繕を行うことで道路を良好な状態に保ち、道路通行者の交通の安全性を将来にわたって確保する。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他 基金積立	合併処理浄化槽設置補助金	淡路市	下水道等事業の事業計画区域(認可区域)外において合併処理浄化槽の設置を進め、安心安全に暮らせる地域づくりを図る。
		防災マップ(改訂版)	淡路市	土砂災害、洪水、津波、高潮災害、地震等に係る危険区域に関する情報を更新し、最新版の「淡路市防災ガイド」を作成することによって、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の減災対策としての活用を図る。
		地域防災計画(改訂版)	淡路市	近年の大規模災害に係る教訓、新型コロナウィルス感染症を踏まえて現行計画の問題点を抽出し、整理し及び見直し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることにつなげる。
		国民保護計画(改訂版)	淡路市	武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施する。
		業務継続計画(改訂版)	淡路市	大規模災害発生時に本市が実施すべき業務を選定することと併せて、被災による本市の人的・物的資源の制約についての分析を行うことにより、大規模災害発生時における本市の課題及び対策を検討し、本市の実施的な災害対応力の向上を図る。
		防災訓練	淡路市	住民、地域団体、企業及び防災関係機関が連携して円滑な避難体制の確保や地震に対する適切な備えの推進に寄与する。

		耐震化促進事業	淡路市	計画に基づき、住宅の耐震化率を上げることにより、地震災害から個々の生命、財産を守る一助になることはもとより、災害に強いまちづくりに寄与する。
		河川環境整備事業	淡路市	河川の維持管理を行うことで河川及び生活環境を良好な状態に保ち、利用者を含めた市民の安全性や環境保全を将来にわたって確保する。
		公園管理事業	淡路市	公園の補修・修繕を行うことで公園利用者の安全性を将来にわたって確保するものであり、また、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備する。
		照明灯(公園)LED化事業	淡路市	省エネ化を図り、地球温暖化防止及び環境保全並びに地域経済の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ。
		港湾公園管理事業	淡路市	公園の補修・修繕を行うことで公園利用者の安全性を将来にわたって確保するものであり、また、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備する。
		空き家対策関連事業	淡路市	危険な空き家を除去することで、将来も市民が安心して生活できる環境を確保する。
		(防災・防犯)防犯灯設置及び維持経費	淡路市	犯罪や事故の抑止効果及び市民が犯罪や事故から身を守るために意識を高める。
		災害用備蓄品	淡路市	大規模地震等の発災時における被災者、避難者への食糧等の供給を図る。
		法定外公共物管理事業	淡路市	法定外公共物(里道水路等)の補修・修繕を行うことで法定外公共物及び生活環境を良好な状態に保ち、利用者を含めた市民の安全性を将来にわたって確保する。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉健康づくり その他 基金積立	高齢者祝福記念品贈呈事業	淡路市	地域社会の発展に貢献してきた地域の高齢者の長寿を祝い記念品を贈呈することで地域の継承を促進する。
		外出支援サービス事業	淡路市	移動支援サービスを提供することにより、生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者等に対する支援活動により、健やかで活力ある生活を送ることができる。
		軽度生活援助事業	淡路市	生活支援サービスを提供することにより、生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者等に対する支援活動により、健やかで活力ある生活を送ることができる。
		福祉タクシー等利用助成事業	淡路市	移動支援サービスを提供することにより、生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者等に対する支援活動により、健やかで活力ある生活を送ることができる。
		人生いきいき住宅助成事業	淡路市	住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる。
		老人クラブ助成及び活動強化推進事業	淡路市	健康づくりや体力づくりのための様々な事業を実施し、高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができる。

	老人保護措置費	淡路市	在宅において日常生活を営むことに支障がある高齢者的心身の健康が保持され、安定した生活を送ることができる
	高齢者補聴器購入助成事業	淡路市	聽力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に補聴器の装用を促進することで、社会参加及び地域交流を図ることができる
	一般介護予防事業	淡路市	いきいき100歳体操、かみかみ100歳体操等の地域展開支援や料理教室を開催し、介護予防を図ることで、いつまでも自立した生活を送ることができる。
	在宅介護支援センター運営事業	淡路市	市内3か所の在宅介護支援センターを淡路市地域包括支援センター・ブランチに位置付け、要援護高齢者のニーズを把握するとともに、相談窓口業務として適切な指導、助言を図る。
	家族介護教室委託事業	淡路市	高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者に介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識・技術習得を図り、高齢者や地域の人々を支える担い手、育成へつなげる。
	家族介護者交流事業	淡路市	高齢者を現に介護している家族等の精神的な負担の軽減が図れるよう、宿泊・日帰り旅行・施設見学等を通して介護者相互の交流を促進する。
	介護用品支給事業	淡路市	要介護3・4・5に相当する寝たきりや認知症などの高齢者を在宅で介護している家族(市民税非課税世帯)に対し、紙おむつや尿とりパッドなどの介護用品を支給し、在宅介護の支援を図る。
	「食」の自立支援事業	淡路市	栄養改善や見守りが必要な高齢者に配食サービスを通じて、健康と自立した生活の向上を図る。
	高齢者住宅等安心確保事業	淡路市	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)等、高齢者が居住する集合住宅に生活援助員を派遣し、日常生活の相談・指導・安否確認、緊急時対応を行い、高齢者の生活面・健康面の安心を確保する。
	認知症初期集中支援推進事業	淡路市	複数の専門職が家族の相談等により、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族の支援を初期の段階で包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
	認知症地域支援・ケア向上事業	淡路市	認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。
	生活支援体制整備事業	淡路市	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び地域で支え合い、役割を持ち、生きがいの持てる生活を図る。
	保育所児童保護運営費	淡路市	保護者の就労等の理由により、家庭において十分保育ができない保護者に代わって保育を実施することで、児童の心身の健全な発達を図る。
	地域型保育給付費	淡路市	保護者の就労等の理由により、家庭において十分保育ができない保護者に代わって保育を実施することで、児童の心身の健全な発達を図る。
	施設型給付費	淡路市	就学前の児童の一体的な受入れと保育に加えた幼児教育を実施することで、児童の心身の健全な発達を図る。

		子育てのための施設等利用給付費	淡路市	子ども・子育て新制度の対象とならない施設等を利用する者に給付費を支給することで、保護者の経済的負担の軽減を図る。
		障害者支援業務委託	淡路市	障がい者等からの相談に応じ、専門的知見を持った相談支援専門員が生活全般のコーディネートを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進する。
		療育事業委託	淡路市	障がい児の社会的自立の推進を目的に、障がい児への指導、訓練、家族への研修・相談などの療育を行い、地域の中で一人一人が個性豊かに育つことにつなげる。
		児童福祉施設修繕事業	淡路市	施設の修繕を行うことで、災害時等の被害を軽減させ、児童の安全を確保し、適切な教育・保育環境を整える。
		福祉医療助成事業	淡路市	子育て世帯・重度障がい者等の医療費を助成することで、経済的負担の軽減を図る。
		放課後児童健全育成事業	淡路市	放課後家庭において養育に欠ける児童が明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成される場を提供する。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院 民間病院 その他 基金積立	小児夜間救急診療業務	淡路市	過疎地域における医療を支え、地域住民が住み慣れた地域で安全、安心に生活し、医療提供を受けることができる。
		公的病院支援事業	淡路市	地域医療体制を安定的かつ継続的に確保し、地域住民が住み慣れた地域で安全、安心に生活し、医療提供を受けることができる。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ その他 基金積立	スクールバス運行委託事業	淡路市	再編に伴い、元々の校区外へ通学となった児童生徒の通学手段の確保を図る。
		であいプロジェクト事業	淡路市	各校及び各中学校区で教育課題を設定し、義務教育9年間を見通した教育の在り方について研究を推進し、児童生徒の学力向上等を図る。
		総合的な学習の時間等に係る助成(小学校)	淡路市	ふるさとや学校の特色に応じた課題について、教科横断的に学ぶことにより、実社会の様々な場面で活用できる汎用的な能力を育む。
		総合的な学習の時間等に係る助成(中学校)	淡路市	地域や自己の将来に関わる課題について、教科横断的に学ぶことにより、実社会の様々な場面で活用できる汎用的な能力を育む。
		特別支援教育支援員の配置	淡路市	インクルーシブ教育システムの構築をめざし、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実現する。
		医療行為の必要な児童生徒に係る看護師の配置	淡路市	医療等、関係機関と連携し、一人一人が適切な教育を受けられる環境を整備する。
		外国青年招致事業	淡路市	小・中学校に英語を母国語とする外国語指導助手を配置し、児童生徒に対して外国語教育、国際教育を行うとともに、教職員の技術の向上地域の国際交流活動への参加等を図る。

		適応教室の設置(青少年センター)	淡路市	不登校児童生徒に対して、個に応じた就学指導を行い、円滑な学校復帰をめざす。
		図書館配達サービス構築事業	淡路市	地勢的な特質を考慮し、市内2館3室どこでも貸出及び返却ができるサービスを維持する。
		文化ホール維持管理事業	淡路市	文化ホールを適切に維持修繕を行い、芸術文化発表の場として地域文化の活性化を図る。
		教育施設修繕事業	淡路市	学校施設の適切な修繕を行い、安全で快適な教育環境の整備に努める。
		タブレット活用教育推進事業(I C T教育を取り入れた先進的授業)	淡路市	タブレット端末等、ICT機器を活用した授業改革への取組を継続・発展させ、新学習指導要領で求められる児童生徒の学びの変革に向け、特色ある教育を図る。
		夜間中学就学支援事業	淡路市	県内夜間中学に就学する生徒からの申出を受け、支援する体制を図る。
		国際交流推進事業	淡路市	姉妹都市等との交流や草の根レベルの国際交流事業を推進し、市民の国際理解を高め、国際的に広い視野を持った人材育成を図る。
		淡路国生みマラソン全国大会	実行委員会	マラソンを通じて健康増進や交流人口の拡大、地域の活性化を図る。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備基金積立	町内会活動助成	淡路市	市内の町内会相互の連絡、親睦等を図り、良好な地域社会の維持、地域的な共同活動を行う。
		集会所施設修繕事業	淡路市	交流・研修施設等の整備により、地域コミュニティ活動の促進を図り、交流人口並びに関係人口の増加を図ることにより、地域活性化につなげる。
		地域振興対策事業補助金(野田尾地区等)	淡路市	交流・研修施設等の整備により、地域コミュニティ活動の促進を図り、交流人口並びに関係人口の増加を図ることにより、地域活性化につなげる。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興基金積立	舟木遺跡発掘調査事業	淡路市	遺跡を発掘調査し、保護するとともに、淡路島の弥生時代の解明を進め、地域の魅力や他の関連文化財との活用を図る。
		西山・柳沢東地区遺跡発掘調査事業	淡路市	遺跡を発掘調査し、適切に保護することで、歴史文化を後世に伝える。
		入野地区遺跡発掘調査事業	淡路市	遺跡を発掘調査し、適切に保護することで、歴史文化を後世に伝える。
		市内遺跡調査報告書(既往調査分)作成事業	淡路市	発掘調査した遺跡の状況を報告書として作成し、地域史の復元につなげ、歴史文化を後世に伝える。
		五斗長垣内遺跡管理活用事業	淡路市	拠点施設を通して、遺跡を一般に公開することで地域を活性化するとともに、歴史文化を学ぶ場を創出するとともに、文化財の保護を図る。
		史跡徳島藩松帆台場跡管理活用事業	淡路市	史跡を保護し、活用することで広く歴史文化を学ぶ場を創出するとともに、文化財の保護を図る。

		野島断層管理活用事業	淡路市	野島断層から阪神・淡路大震災の被害状況を学び、防災減災の意識向上を図る。
		市内文化財総合調査事業	淡路市	市内に点在する文化財を調査し、適切に保護することで、歴史文化を後世に伝える。
		淡路市文化財保存等補助事業	淡路市	市内の指定文化財を適切に保護し、郷土の誇りの醸成につなげ、文化財を後世に残していく。
		文化財周知活用事業	淡路市	市内の文化財を広報することで、地域の文化財を貴重な資源として、認知度向上と活用を図る。
		野島断層等文化財保存活用計画策定事業	淡路市	国指定文化財である野島断層や五斗長垣内遺跡、舟木遺跡等の保存・活用計画を策定し、文化財の保護及び地域活性を図る場を創出する。
		コウノトリ共生事業	淡路市	コウノトリと人が共生していくため、見守り活動や生きものに関する理解を深め・広めるための啓発活動を推進する。
		文化ホール維持管理事業	淡路市	文化ホールで芸術文化に関する事業を開催し、市民が身近に触れることで豊かな心を育む。
		淡路市総合文化祭	文化協会	市民が主体となって文化祭を開催することで地域間の交流を図り、芸術文化の活性化につなげる。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用基金積立	再生可能エネルギー普及促進事業	淡路市	エネルギーの地産地消のため、新たな再生可能エネルギーを創出し、地域内での経済循環につなげる。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		青少年教育推進(青少年健全育成大会)	淡路市青少年健全育成委員会	青少年健全育成委員会を中心に、青少年の補導活動や青少年健全育成大会を行い、地域ぐるみで取り組む青少年健全育成活動を推進する。
		淡路市総合文化祭	文化協会	市民が主体となって文化祭を開催することで地域間の交流を図り、芸術文化の活性化につなげる。
		少子対策推進事業	淡路市	子育て世帯への経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、子どもを産み育てようと思う人を増加させるものであり、事業効果は将来にわたり持続的に及ぶ。
		過疎地域持続的発展基金積立	淡路市	後年度にも切れ目なく過疎対策事業を実施できるよう基金の積立てを行う。

※ 過疎地域の持続的発展のための取組を将来にわたり継続して行うために、基金造成を行う。

議案第18号

長澤・興隆寺地区の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件

長澤・興隆寺地区の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議決を求める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

(計画案)

## 総合整備計画

兵庫県 淡路市 長澤・興隆寺辺地

(辺地の人口 227人 面積 8 km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 | 淡路市長澤・興隆寺  |
| (2) 地域の中心の位置          | 淡路市長澤633-1 |
| (3) 辺地度点数             | 149点       |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、本市中央部の標高200メートルから300メートルの山間部に位置する戸数約130戸の集落である。

主要産業は、農業であり高地の特性を生かした農家が大多数を占めている。

当地域においては、高齢化による農業後継者不足が深刻化しており、遊休農地の増加による鳥獣被害防止対策や狭隘で急勾配な道路の整備が課題となっている。

また、当地区の振興を図るために、担い手の確保や交流人口の増加、移住定住の推進が必要となっている。

このため、住民の通勤・通学など日常生活に支障を来している部分の改善や持続可能な地域となるよう、取り組んでいく必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
大和線道路改良事業	淡路市	425,000		425,000	425,000
興隆寺西側線道路改良事業	淡路市	20,000		20,000	20,000
遠田東山寺長澤線防護柵設置事業	淡路市	20,000		20,000	20,000
谷田学校 2 号線道路改良事業	淡路市	36,000		36,000	36,000
岡田誕生川道路改良事業	淡路市	21,000		21,000	21,000
合 計		522,000		522,000	522,000

# 淡路市全図



北

南

東

西

興隆寺辺地

長沢辺地

佐野交番前バス停

佐野小テラス

佐野郵便局

佐野局前バス

明石医院

津名東小学校

生穂バス停

生穂郵便局

淡路市役所

淡路市役所前バス停

津名中学校前バス

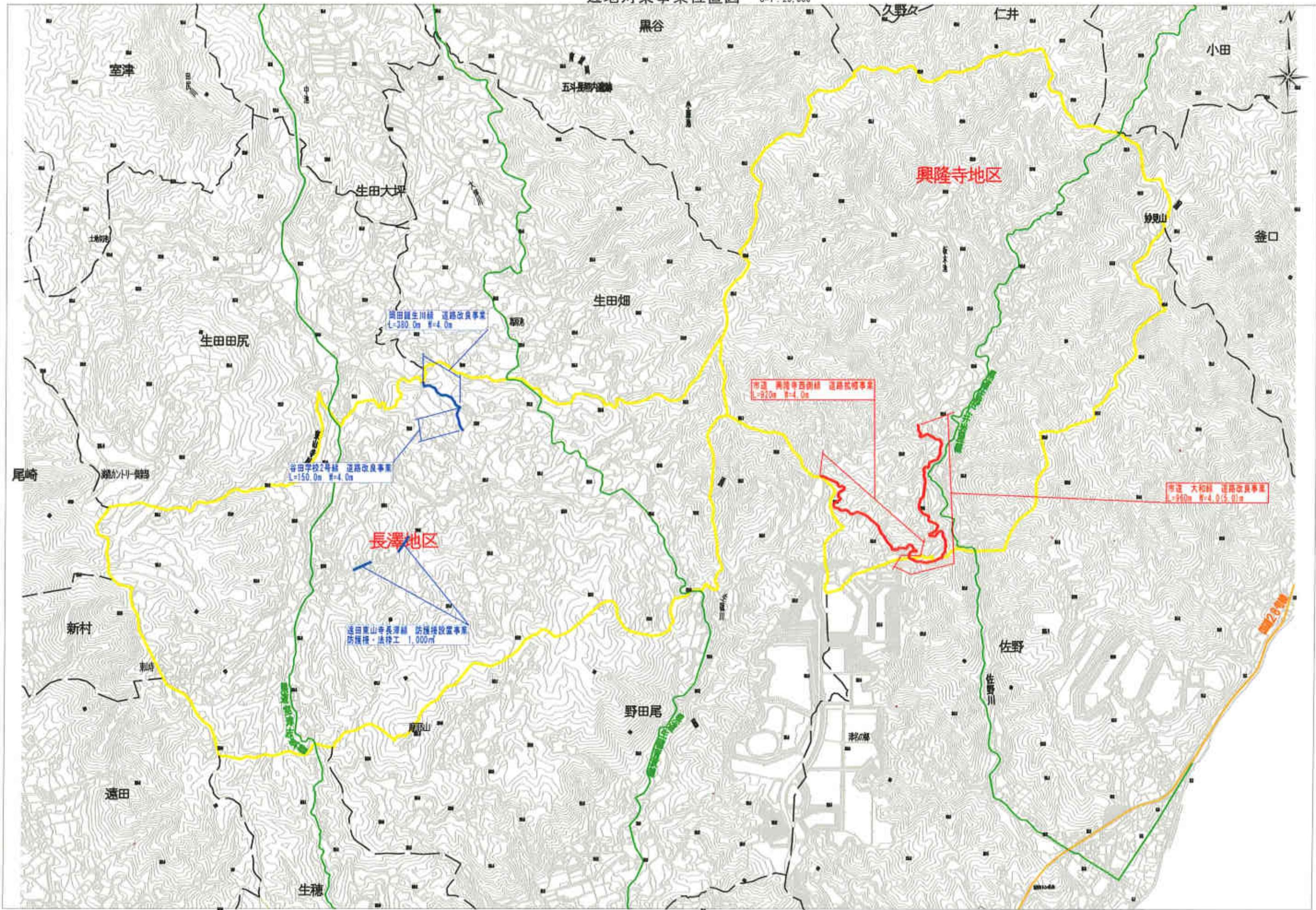
津名高等学校

凡例



## 辺地対策事業位置図

S=1:25,000



議案第19号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称 野田尾地域滞在型市民農園施設（本村）
- (2) 所在地 兵庫県淡路市野田尾556番地3

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名称 野田尾町内会 会長 森 久
- (2) 所在地 兵庫県淡路市野田尾620番地6

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和16年3月31日まで

## (参考資料)

### 1 施設の名称 野田尾地域滯在型市民農園施設（本村）

### 2 指定する団体の選定理由

この施設は、都市住民等との交流を促進することで交流人口の増加等を図るとともに、賑わいと活力のある地域づくりを推進することで、地域の活性化に寄与することを目的として設置された施設です。

この施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、当該施設の所在地である野田尾地域の住民により組織された「野田尾町内会」が、その地域の活力を活用した管理運営を行うことによって、将来的な事業効果が明確に期待できるものと認められます。

以上のことから、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成17年淡路市条例第19号）第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同町内会を指定管理者として選定する。

### 3 指定する団体の概要

- (1) 認可年月日 平成25年12月10日
- (2) 団体の世帯数（令和7年12月現在） 29世帯
- (3) 事業内容

- ア 会員に対する広報の伝達
- イ 会員相互の和を図り、市政の実態の周知に関する事項
- ウ 地域社会の生活改善、公衆衛生、社会福祉、公聴に関すること。
- エ 地域内の各種団体との親善、補助育成に関すること。
- オ 祭事に関すること。
- カ 集会施設の維持管理に関すること。
- キ アからカまでに掲げるもののほか、本会の目的達成のための事業

議案第20号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称 淡路市津名漁業研修施設
- (2) 所在地 兵庫県淡路市津名港佐野港区埋立地内

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名称 津名漁業協同組合 代表理事組合長 保田 友也
- (2) 所在地 兵庫県淡路市生穂1553番地7

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

## (参考資料)

### 1 施設の名称 淡路市津名漁業研修施設

### 2 指定する団体の選定理由

この施設は、地域漁業者を始め地域住民の生活改善を図り、健康の増進等に寄与することを目的として設置された漁業研修施設を兼ねた地域のコミュニティ施設である。

この施設の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、この施設を適正に維持管理するとともに、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、当該地域の地域漁業者等と密接なつながりを有する「津名漁業協同組合」が、引き続き、その地域の活力を活用した管理運営を行うことによって、この施設の効用及び地域の発展に資するとともに、将来的な事業効果が明確に期待できるものと認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成17年淡路市条例第19号）第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、公共的団体である同組合を指定管理者の候補者として選定する。

### 3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成19年4月1日
- (2) 資本金等 1億427万円
- (3) 年商（令和6年1月1日～令和6年12月31日） 10億997万円
- (4) 従業員数（令和7年10月末現在） 10人
- (5) 事業内容
  - ア 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
  - イ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
  - ウ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
  - エ 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
  - オ 組合員の漁業に必要な施設の管理及び運営
  - カ 組合員の福利厚生に関する事業
  - キ 漁業共済事務及び信用事業に関わる事務

議案第21号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

施設の名称及び所在地	指定する団体の名称 及び所在地	指定の期間
淡路市東浦増養殖用作業保管施設（冷蔵庫） 兵庫県淡路市仮屋1番地1		
淡路市東浦増養殖用作業保管施設（資材倉庫） 兵庫県淡路市仮屋112番地1	仮屋漁業協同組合 代表理事 組合長 相田 欽司 兵庫県淡路市仮屋112番地1	令和8年4月1 日から令和18 年3月31日ま で
淡路市東浦漁村センター 兵庫県淡路市仮屋112番地1		
淡路市東浦漁村センター管理事務所 兵庫県淡路市仮屋112番地1		

## (参考資料)

### 1 施設の名称 淡路市地域沿岸漁業構造改善事業等取得施設

- (1) 淡路市東浦増養殖用作業保管施設（冷蔵庫）
- (2) 淡路市東浦増養殖用作業保管施設（資材倉庫）
- (3) 淡路市東浦漁村センター
- (4) 淡路市東浦漁村センター管理事務所

### 2 指定する団体の選定理由

この施設は、漁業経営の安定に寄与するため、地域沿岸漁業構造改善事業等で取得した地域漁業者の利便施設である。

この施設の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、この施設を適正に維持管理するとともに、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、当該地域の地域漁業者等と密接なつながりを有する「仮屋漁業協同組合」が、引き続き、その地域の活力を活用した管理運営を行うことによって、この施設の効用及び地域の発展に資するとともに、将来的な事業効果が明確に期待できるものと認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成17年淡路市条例第19号）第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、公共的団体である同組合を指定管理者の候補者として選定する。

### 3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和24年10月18日
- (2) 資本金等 4,720万円
- (3) 年商（令和6年1月1日～令和6年12月31日）12億9,345万円
- (4) 従業員数（令和7年10月現在） 7人
- (5) 事業内容
  - ア 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
  - イ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
  - ウ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
  - エ 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
  - オ 組合員の漁業に必要な施設の管理及び運営
  - カ 組合員の福利厚生に関する事業
  - キ 漁業共済事務及び信用事業に関わる事務

議案第22号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称 淡路市東浦水産物荷さばき施設
- (2) 所在地 兵庫県淡路市仮屋漁港埋立地内

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名称 仮屋漁業協同組合 代表理事組合長 相田 鈴司
- (2) 所在地 兵庫県淡路市仮屋112番地1

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

## (参考資料)

### 1 施設の名称 淡路市東浦水産物荷さばき施設

### 2 指定する団体の選定理由

この施設は、活魚を中心とした高鮮度で出荷できる機能を整備することにより、水産物の販売及び流通の改善、生産意欲の向上並びに漁業経営の安定を図ることを目的に設置された地域漁業者の利便施設である。

この施設の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、この施設を適正に維持管理するとともに、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、当該地域の地域漁業者等と密接なつながりを有する「仮屋漁業協同組合」が、引き続き、その地域の活力を活用した管理運営を行うことによって、この施設の効用及び地域の発展に資するとともに、将来的な事業効果が明確に期待できるものと認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成17年淡路市条例第19号）第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、公共的団体である同組合を指定管理者の候補者として選定する。

### 3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和24年10月18日
- (2) 資本金等 4,720万円
- (3) 年商（令和6年1月1日～令和6年12月31日）12億9,345万円
- (4) 従業員数（令和7年10月現在） 7人
- (5) 事業内容
  - ア 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
  - イ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
  - ウ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
  - エ 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
  - オ 組合員の漁業に必要な施設の管理及び運営
  - カ 組合員の福利厚生に関する事業
  - キ 漁業共済事務及び信用事業に関わる事務

## 議案第23号

### 自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定及び和解の件

市道下原上畠線における自動車損傷事故について、次のとおり損害賠償額の決定及び和解を行うことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求める。

令和8年2月26日提出

淡路市長 戸田 敦大

1 損害賠償の額 525, 525円

2 当事者

(1) 加害者（甲） 兵庫県淡路市生穂新島8番地  
淡路市長 戸田 敦大

(2) 被害者（乙） 兵庫県洲本市塩屋一丁目2番32号  
淡路広域消防事務組合 管理者 守本 憲弘

3 和解条項

- (1) 甲は乙に対し、甲が管理する市道が陥没したことにより乙が所有する消防車を損傷させた事案（以下「本件事案」という。）であることを認め、本件事案の責任は甲にあり、損害賠償金として、525, 525円の支払義務があることを認める。
- (2) 前号の損害賠償金525, 525円については、乙が加入する車両保険により、甲に代わって支払う。
- (3) 陥没した市道の補修費用は、甲が負担し乙に対し請求はしない。
- (4) 乙が加入する保険の適用は、常態化するものではない。
- (5) 甲及び乙は、本件事案に関し、本和解によって全て解決し、和解条項に定めるもののほか、甲、乙間には、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- (6) 甲及び乙は、本件事案に関するいかなる事情が発生しても、裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て及び請求を行わないことを誓約する。
- (7) 本和解は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、淡路市議会の議決により、この内容をもって、確定するものとする。

#### 4 事案内容

令和7年1月7日に市道下原上畠線において道路陥没が発生し、当該道路を通行していた乙が所有する消防車が損傷する事故が発生した。

本件事案について、市道の管理瑕疵であることを認め、甲に管理責任があると判断し、甲が加入する総合賠償責任保険の適用について、保険会社と協議を行った結果、本件損害については、乙が地方自治法に基づき設置された一部事務組合で、甲と別の権利義務主体であるものの、当該保険上の整理により、第三者損害としての保険の適用ができないと示された。このため、甲乙協議により、本件については例外的な対応として、乙が加入している自動車保険を適用することで合意し、修理費用について乙が車両保険により負担すること、本件に関して一切の異議申立て及び請求をしないことなど、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定に基づき、双方で和解するものである。